

2003 *Year's Report*

(平成 15 年度事業報告)

目 次

◎ 財団法人大阪府男女共同参画推進財団の概要	1
◎ ドーンセンター概要	5
◎ 事業概要	
第1 各種事業の実施	
1 女性に関する情報の収集及び提供に関する事業	7
2 女性の抱える問題に関する相談事業	14
3 啓発学習事業	25
4 女性に対する暴力対策・民間等人材養成支援事業	28
5 女性の能力開発・ネットワークに関する事業	30
6 調査研究事業	32
7 文化表現事業	33
8 国際交流事業	34
9 共催事業	36
10 広報事業	37
11 一時保育事業	37
第2 施設の管理	
1 来館者数	39
2 会議室・ホール等の利用	40
3 視察対応	41
4 グループ活動の支援等	41
第3 財団の運営	
1 理事会の開催	43
2 ドーンセンター運営推進委員会の開催	43
◎平成15年度財団主催事業・イベント実施一覧	44
◎参考資料	
・ 財団法人大阪府男女共同参画推進財団設立趣意書	45
・ 財団法人大阪府男女共同参画推進財団寄附行為	46
・ 財団法人大阪府男女共同参画推進財団役員名簿	53
・ ドーンセンター運営推進委員会設置要綱	54
・ ドーンセンター運営推進委員名簿	55
・ 大阪府立女性総合センター条例	56
・ 大阪府立女性総合センター条例施行規則	57

財団法人大阪府男女共同参画推進財団の概要

1 設立目的

財団法人大阪府男女共同参画推進財団は、男女の自立とあらゆる分野への対等な参加・参画を促進し、行政並びに府民・民間団体等が連携した多様な活動を効果的に推進するために、中心的な役割を果たすとともに、各種事業及びドーンセンターの管理運営を行うこと等により男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

2 設立年月日

平成6年4月1日

3 基本財産

1億円

4 財団の事務所

大阪府中央区大手前1丁目3番49号

5 運営の基本理念と目的（平成16年3月改定）

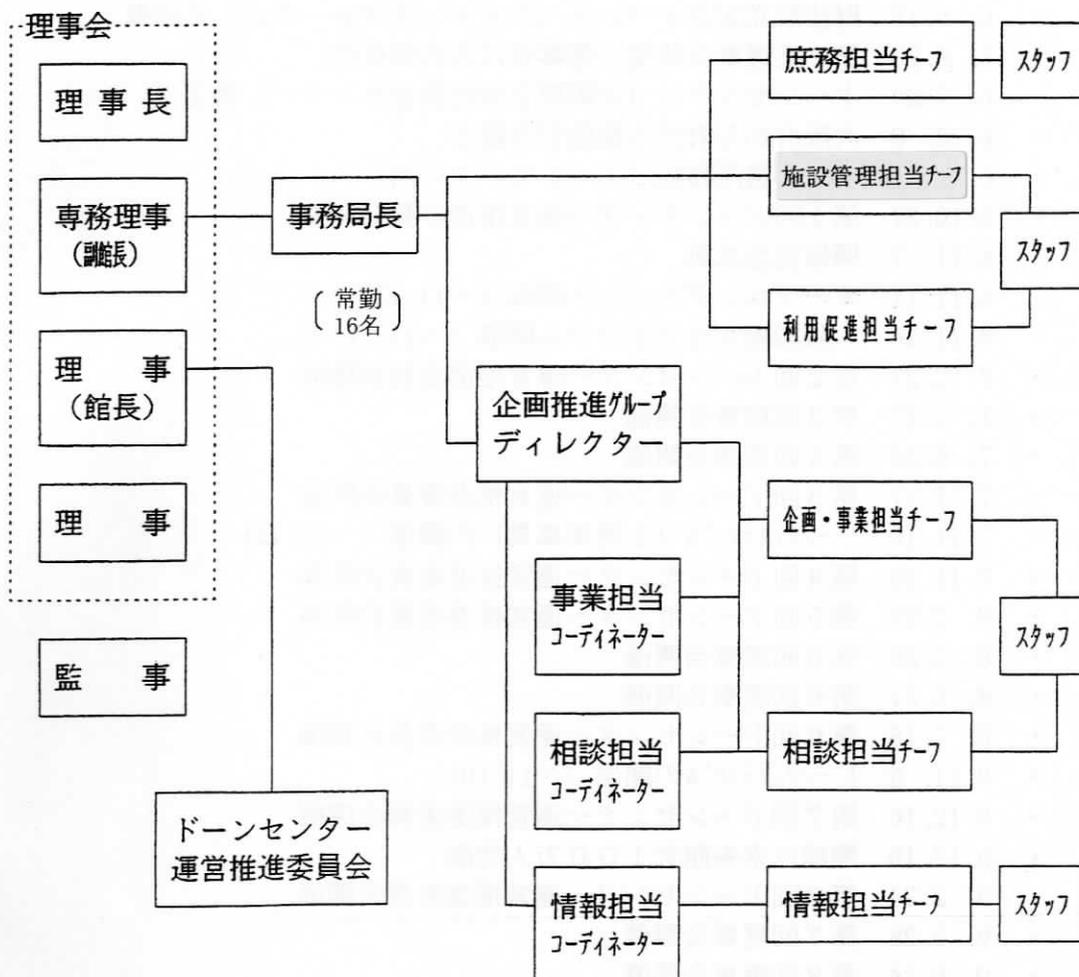
「男女が対等な立場で、あらゆる分野へ参加・参画することができる社会の創造」を基本理念とし、社会的・経済的な男女格差の是正、女性のエンパワーメントのための総合的な支援施設としての役割を果たしていくことを目的とする。

6 運営の方針（平成16年3月改定）

< 3つのC >

Continue	男女共同参画の理念を「継続」し
Collaborate	NPOや民間団体、企業などと「協働」しながら
Change	男女共同参画を阻む社会システムや慣行を「変革」する事業を展開する

7 組織体制



8 主要事業

- (1) 女性に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (2) 女性の抱える問題に関する相談事業
- (3) 啓発学習事業
- (4) 女性に対する暴力対策・民間等人材養成支援事業
- (5) 女性の能力開発・ネットワークに関する事業
- (6) 調査研究事業
- (7) 文化表現事業
- (8) 国際交流事業
- (9) 共催事業
- (10) 広報事業
- (11) 一時保育事業
- (12) 施設の管理運営の受託事業

9 財団のあゆみ

- ・ 6. 4. 1 財団設立（理事長：谷川秀善 事務所：大阪府立婦人会館内）
- ・ 6. 5. 11 第1回理事会開催
- ・ 6. 6. 18 財団設立記念イベント（ウィメンズフォーラム）の開催
- ・ 6. 6. 20 第2回理事会開催（理事長に吉沢健就任）
- ・ 6. 7. 29 ドーンセンター（大阪府立女性総合センター）竣工
- ・ 6. 8. 8 大阪府から財団へ施設引き継ぎ
- ・ 6. 8. 29 財団事務所移転（ドーンセンター内）
- ・ 6. 10. 27 第1回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 6. 11. 7 開館記念式典
- ・ 6. 11. 11 オープニングイベント開催（～11. 13）
- ・ 6. 11. 26 大阪国際女性フォーラム開催（～11. 27）
- ・ 7. 2. 27 第2回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 7. 3. 17 第3回理事会開催
- ・ 7. 6. 29 第4回理事会開催
- ・ 7. 7. 17 第3回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 7. 11. 10 ドーンフェスティバル（1周年事業）の開催（～11. 12）
- ・ 7. 11. 30 第4回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 8. 2. 29 第5回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 8. 3. 28 第5回理事会開催
- ・ 8. 6. 21 第6回理事会開催
- ・ 8. 7. 15 第6回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 8. 11. 8 ドーンフェスティバルの開催（～11. 10）
- ・ 8. 12. 16 第7回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 8. 12. 19 開館以来来館者100万人突破
- ・ 9. 2. 24 第8回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 9. 3. 28 第7回理事会開催
- ・ 9. 6. 24 第8回理事会開催
- ・ 9. 7. 16 第9回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 9. 7. 31 第9回理事会開催
- ・ 9. 10. 21 第10回理事会開催（理事長に松廣屋慎二就任）
- ・ 9. 10. 27 ドーンセンター運営推進委員会施設運営部会開催
- ・ 9. 10. 28 ドーンセンター運営推進委員会事業推進部会開催
- ・ 9. 11. 7 ドーンフェスティバルの開催（～11. 8）
- ・ 9. 12. 26 第11回理事会開催
- ・ 10. 2. 23 第10回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 10. 3. 28 第12回理事会開催
- ・ 10. 4. 16 第13回理事会開催
- ・ 10. 6. 26 第14回理事会開催
- ・ 10. 7. 24 第11回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 10. 11. 6 ドーンフェスティバルの開催（～11. 7）
- ・ 10. 12. 8 第12回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 11. 2. 26 第13回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 11. 3. 18 第15回理事会開催
- ・ 11. 5. 1 第16回理事会開催
- ・ 11. 6. 21 第17回理事会開催
- ・ 11. 7. 16 第14回ドーンセンター運営推進委員会開催

- 11. 8. 31 第 18 回理事会開催（理事長に木村良樹就任）
- 11. 10. 4 ドーンセンター運営推進委員会施設運営部会開催
- 11. 10. 7 ドーンセンター運営推進委員会事業推進部会開催
- 11. 11. 11 ドーンフェスティバル（女性センターフォーラム）の開催（～11. 11）
- 12. 2. 24 第 15 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- 12. 3. 31 第 19 回理事会開催
- 12. 4. 23 平成 12 年「女性週間全国会議」開催（～4. 24）
- 12. 5. 2 第 20 回理事会開催
- 12. 6. 26 第 21 回理事会開催
- 12. 7. 3 第 16 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- 12. 8. 31 第 22 回理事会開催（理事長に梶本徳彦就任）
- 12. 9. 26 第 23 回理事会開催
- 12. 11. 9 ドーンフェスティバル（男女共同参画フォーラム）の開催（～11. 10）
- 12. 11. 21 第 17 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- 12. 12. 1 第 24 回理事会開催
- 13. 2. 17 ドーンフェスティバル（21 世紀へ夢描くグループフェスタ 2001）の開催
- 13. 2. 26 第 18 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- 13. 3. 29 第 25 回理事会開催
- 13. 5. 7 第 26 回理事会開催
- 13. 5. 24 第 19 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- 13. 6. 29 第 27 回理事会開催
- 13. 8. 17 第 20 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- 13. 11. 16 ウィメンズフォーラム開催
- 13. 11. 30 第 21 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- 14. 3. 8 第 22 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- 14. 3. 9 ドーンフェスティバル 2002 の開催
- 14. 3. 28 第 28 回理事会開催
- 14. 4. 24 第 29 回理事会開催（理事長に山登敏男就任）
- 14. 6. 25 第 30 回理事会開催（財団名称の変更の承認
平成 15 年 4 月 1 日から財団法人大阪府男女共同参画推進財団）
- 14. 7. 13 女性映像フェスティバル 2002 開催
- 14. 7. 30 第 23 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- 14. 11. 27 第 24 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- 15. 2. 21 第 25 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- 15. 3. 7 女性芸術劇場開催（～3. 8）
- 15. 3. 26 第 31 回理事会開催
- 15. 3. 29 ドーンフェスティバル 2003 の開催
- 15. 4. 1 財団名称を財団法人大阪府男女共同参画推進財団に変更
- 15. 4. 23 第 32 回理事会開催
- 15. 6. 6 開館以来来館者 400 万人突破
- 15. 6. 26 第 33 回理事会開催
- 15. 7. 25 第 26 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- 15. 12. 19 第 27 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- 16. 3. 5 第 28 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- 16. 3. 26 第 34 回理事会開催（財団「新・10 年プラン」策定）
- 16. 4. 1 理事長に時岡禎一郎就任

ドーンセンターの概要

1 沿革

ドーンセンターは、各界の専門家や女性団体、グループの方々など、幅広い府民の参画を得て建設計画を進めてきた。

センターの事業や施設内容についてもドーンセンター推進会議やクリエイティブフォーラムなどを開催し、府民の方々とともに検討を行い方針を決定した。

- | | |
|--------|---|
| 昭和61年度 | ・「21世紀をめざす大阪府女性プラン」策定（4月）
（昭和61年度～平成2年度） |
| | ・建設予定地（元大手前会館跡地）を決定（9月） |
| | ・第1回婦人団体、グループアンケート実施（1月） |
| 昭和62年度 | ・基本構想公表（6月） |
| | ・第2回婦人団体、グループアンケート実施（1月） |
| 昭和63年度 | ・婦人総合センター（仮称）推進会議の設置（9月）
（平成3年7月、ドーンセンター推進会議に改称） |
| | ・クリエイティブフォーラム開催（12月） |
| | ・府政モニターアンケート調査実施（12月） |
| | ・元大手前会館撤去完了（1月） |
| 平成 元年度 | ・基本設計 |
| | ・文化財発掘調査／第1期 |
| 平成 2年度 | ・実施設計 |
| | ・文化財発掘調査／第2期 |
| | ・クリエイティブフォーラム開催（12月） |
| | ・愛称「ドーンセンター」に決定（2月） |
| 平成 3年度 | ・「女と男のジャンププラン」策定（9月）
（平成3年度～12年度） |
| | ・文化財発掘調査／第3期 |
| | ・クリエイティブフォーラム開催（12月） |
| | ・建設工事着工（3月）／工期28か月 |
| 平成 4年度 | ・クリエイティブフォーラム開催（12月） |
| | ・シンボルマーク決定（1月） |
| 平成 5年度 | ・プレイベント「女性映像フォーラム」開催（11月） |
| 平成 6年度 | ・ドーンセンター（大阪府立女性総合センター）開館（11月） |
| 平成14年度 | ・ウェルネスフロア（地下1階）の廃止 |
| | ・NPO協働フロア（地下1階）のリニューアルオープン |
| | ・休館日を水曜日から月曜日に変更 |

2 建物概要

所在地	大阪市中央区大手前1丁目3番49号
敷地面積	3, 170㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
階数	地上10階地下1階
高さ	52m
建築面積	1, 970㎡
延床面積	12, 760㎡
立体駐車場	92台

3 管理運営

財団法人大阪府男女共同参画推進財団

4 歴代館長

津村 明子 平成 6年4月～平成 9年12月
上田 忍 平成10年1月～平成13年 3月
竹中 恵美子 平成13年4月～

5 利用について

(1) 開館時間

午前9時30分～午後9時30分

・情報ライブラリー

平日・土曜 午前9時30分～午後9時30分

日曜・祝日と重なる土曜 午前9時30分～午後5時30分

(貸出・返却手続・情報相談は終了時間の30分前まで)

・相談カウンセリング

電話相談：火～金曜 午前10時～午後4時

午後 6時～午後8時

土・日曜 午前10時～午後4時

面接相談：火・木曜 午前 9時45分～午後8時30分

水・金・土・日 午前 9時45分～午後5時30分

法律相談：第1火曜 午後 5時～午後8時

第2木曜 午前10時～午後1時

第3土曜 午前10時～午後1時

第4金曜 午後 2時～午後5時

からだの相談：第4土曜 午後 2時～午後4時

外国人女性のための相談：第1土曜 午後 2時～午後4時(韓国・朝鮮語での相談)

第2土曜 午後 2時～午後4時(中国語での相談)

第3土曜 午後 2時～午後4時(英語での相談)

DV電話相談：火～日曜 午前10時～午後8時

不妊にまつわる悩みの電話相談：毎週水曜 午前10時～午後4時

面接相談：第1土曜 午後 1時～午後4時

第3金曜 午後 1時～午後4時

(2) 休館日

毎週月曜日、年末年始、祝日(土・日・月の場合翌火曜日)

情報ライブラリーは、毎月最終火曜日及び特別資料整理期間も休館

(3) 受付開始日

ホール、パフォーマンス・スペース：6か月前から

会議室等：3か月前から

毎月1日に抽選。それ以後は先着順

(4) 駐車場

立体駐車場 92台

最初の1時間まで400円(超過30分ごとに200円)

事業概要

第1 各種事業の実施

1 女性に関する情報の収集及び提供に関する事業

女性に関する情報を幅広く収集・整理・加工し、データベース化するとともに、これらを活用して、多様な情報ニーズに的確に対応した情報提供を行った。

(1) 情報ライブラリーの運営

女性関連の図書・資料・ビデオ等を収集し、閲覧・視聴・貸出サービスを行うほか利用者からの情報相談に応じた。

① 図書・資料の収集冊数(平成16年3月31日現在)

図書	34,715冊
行政資料	9,342冊
雑誌	1,335タイトル、34,590冊
新聞	6紙
AV資料	1,498本(ビデオ1,472本、カセットブック26本)

ア 図書の内訳

分類	冊数
総記	2,144
哲学	1,511
歴史・女性事情	3,341
社会科学	13,588
自然科学	1,354
技術	970
産業	252
芸術	1,112
言語	248
文学	7,902
児童書	1,374
女性の表現作品集	919
合計	34,715

ウ 雑誌の内訳

種別	タイトル数
女性問題関連雑誌	105
一般雑誌	185
グループのミニコミ誌	388
女性学研究所等の年報・機関誌	111
行政の広報誌	270
女性関連施設の広報誌	244
その他(大学の紀要等)	32
合計	1,335

イ 行政資料の内訳

分類	冊数
行動計画・プラン	905
施策概要・統計・白書	2,312
調査・研究報告書	1,559
イベント・講座等の記録	1,886
研修・派遣事業報告書	555
女性関連施設概要	610
啓発冊子	929
その他	586
合計	9,342

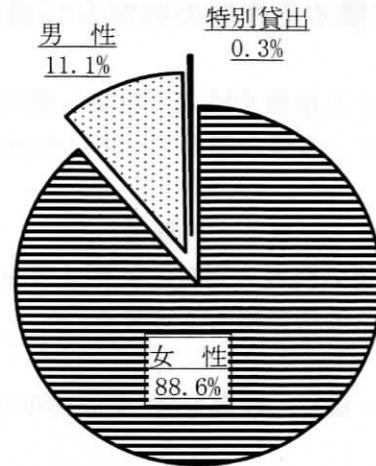
エ AV資料

分類	本数
女性問題・フェミニズム	118
性	56
からだところ	67
家族・家庭	48
子ども・学校	74
高齢化・福祉	43
社会・暮らし・環境	112
しごと	104
政治・法律・行政・経済・産業	34
教育・研究	48
文化・芸術・表現	794
合計	1,498

② 利用登録者数（ライブラリーカード）（平成16年3月31日現在）

ア 性別

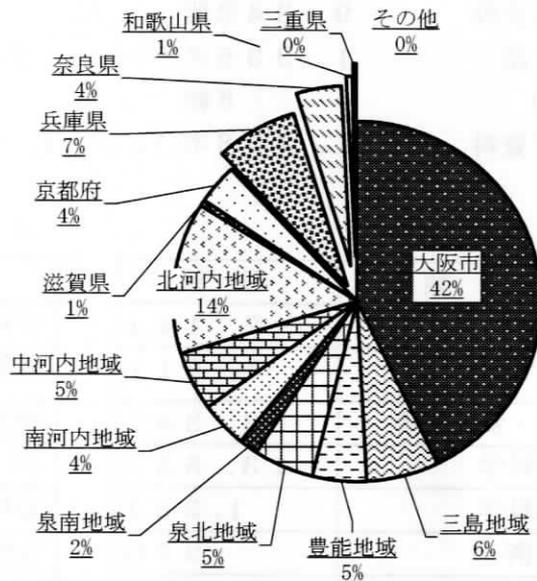
区 分		登録者数
個人	女 性	16,237
	男 性	2,035
	計	18,272
特別貸出等※		48
合 計		18,320



※行政・学校関係その他団体への貸出、及び館内閲覧資料の一時貸出

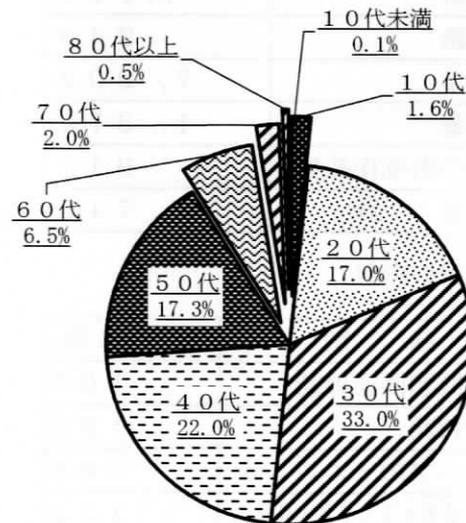
イ 地域別

地 域	人 数
大阪市	7,830
三島地域	1,175
豊能地域	846
泉北地域	946
泉南地域	309
南河内地域	768
中河内地域	953
北河内地域	2,495
滋賀県	93
京都府	659
兵庫県	1,314
奈良県	714
和歌山県	116
三重県	39
その他	15
合 計	18,272



ウ 年代別

年 代	人 数
10代未満	17
10代	297
20代	3,106
30代	6,029
40代	4,027
50代	3,169
60代	1,177
70代	356
80代以上	94
合 計	18,272



③ 貸出件数 (平成16年3月31日現在)

分 類	平成15年度	平成14年度	平成13年度
図書・雑誌	18,845 (冊)	21,889 (冊)	23,336 (冊)
行政資料	225 (冊)	563 (冊)	351 (冊)
AV資料	7,065 (本)	8,152 (本)	9,439 (本)
合 計	26,135	30,604	33,126

④ 情報相談 (平成16年3月31日現在)

ライブラリー職員が、図書・資料・データベース等を活用して、検索指導や来館・電話による情報相談に応じた。

(内 訳)

分 類	平成15年度	平成14年度	平成13年度
利用案内	4,934	5,148	4,576
検索指導	150	123	125
資料の所蔵・所在調査	998	1,039	976
特定テーマの資料案内	432	591	674
人材・学習情報の提供	461	547	598
グループ・施設情報の提供	240	235	350
ライブラリー活動・運営情報の提供	91	92	154
その他	1	4	12
合 計	7,307	7,779	7,465

(2) 情報システムの運営

各種女性関係情報を誰もが自由に検索できる大阪府女性関係情報ネットワークシステムを運営し、インターネットで情報提供している。平成15年10月から新システムで稼働している。

① ホームページへのアクセス状況

<トップページアクセス数>

	平成15年度	平成14年度	平成13年度
アクセス数	214,487	117,888	92,902

<カテゴリ別アクセス数>

メニュー名称	アクセス数
事業案内	12,868
施設案内	68,806
出版物	17,830
講座・イベント	38,073
事業統計	5,441
情報ライブラリー	180,363
女性情報ステーション	38,830
リンク集	6,168
Introduktion in English	15,537
合 計	383,916

② ドーンセンターメールマガジン『e-DAWN』の発行

ドーンセンターの最新ニュースを伝えるメールマガジンを平成16年1月11日から月2回程度発行する。ドーンセンター主催の講座・イベント情報、情報ライブラリーからのお知らせ、刊行物などの情報を届ける。

平成16年3月末までの登録者数： 375人

(3) 講座・展示等

① 情報活用講座

～仕事を続ける、新発見!の情報活用術～の開催

仕事を続けるためには自分と仕事の間係を見つめ、キャリアをデザインしていくことが必要である。これからの時代のスキルアップとは何か、そのために自分は何をすればいいのか、情報はどこで見つけ、活用するか。その方法を見つめるきっかけ作りの連続講座を開催する。

- 定員：50人
- 講師 川端 美智子、荒金 雅子 ほか
(株)ライフキャリアデザイン・アソシエイツ
- 時間 各回 14:00～16:00
- 受講料： 2,500円
- 受講者：延 182人

	日 時	テ ー マ	内 容
1	1/24 (土)	仕事を続けるためのコツ ～タイムマネジメントできる 人は情報活用上手～	・生活と仕事のバランス (ワークライフバランス) ・タイムマネジメント・簡単な自己紹介
2	1/31 (土)	何が私の課題? ～私の中の「情報」を発見し てみよう～	・私の強み/弱み ・キャリア志向 ・問題発見 ・「斬新なアイデア」発想法
3	2/7 (土)	情報検索ができる人は仕事 ができる ～リサーチ能力をつけて みよう～	・リサーチの方法 ・テーマの設定 ・情報検索 ・データ分析、問題整理 ・フィードバック
4	2/14 (土)	あなたの職場、合意形成は できてる? ～ファシリテーション能力を 高めよう～	・合意形成の方法 ・会議の進行 ・プロジェクトの運営
5	2/21 (土)	情報を上手にアウトプット ～プレゼンテーションのスキル を身につけよう～	・効果的な情報活用法 ・説得力と話力 ・総合的な演出力

② 情報担当者ネットワーク会議の実施

女性情報の収集・提供事業に携わる女性センター等職員を対象に情報の収集・組織化・提供等の業務遂行のための情報交換を行うとともに、担当職員相互の情報ネットワーク形成を促進した。

定員：20人

受講者数：延53人

ファシリテーター：木下 みゆき
大阪府立女性総合センター
情報担当コーディネーター

	日 時	テ ー マ	事例報告者
1	7/9(水) 14:00～ 17:00	・参加施設・担当者の紹介 ・資料の収集方針・選択基準	須田 和 (兵庫県立男女共同参画センター)
2	8/6(水) 14:00～ 17:00	・レファレンス事例 ・市民活動をバックアップ するための情報機能とは	東田 昌代 (大阪市立男女共同参画センター 中央館) 秋田 多美枝 (岸和田市立女性センター)
3	9/10(水) 14:00～ 17:00	・情報提供に役立つサイト ・インターネットを活用した 情報発信	中西 真由美 (茨木市立男女共生センター) 岡本 いそ子 (京都市女性総合センター)
4	10/8(水) 14:00～ 17:00	・利用者を獲得する ・利用者との関係づくり術	粟木原 裕子 (東大阪市立男女共同参画 センター) 川喜田 好恵 (ドーンセンター相談担当 コーディネーター)

③ ビデオ上映会

情報ライブラリーで購入したビデオの中から、女性監督のドキュメンタリーやジェンダー問題の作品、女性グループの活動を追ったドキュメンタリービデオなどを選んで上映した。(月1回：年12回開催)

月／日	上映作品	参加者数	月／日	上映作品	参加者数
4/25 (金)	ルイーズとケリー	65	5/30 (金)	女たちの証言	56
6/27 (金)	ボクと空と麦畑	63	7/25 (金)	平和を学ぶ ～いじめに取り組むカナダ のある学校の物語～	54
8/29 (金)	離婚を選んだ 女たち	53	9/19 (金)	藤田 六郎兵衛 笛の世界	30
10/31 (金)	古民家再生 心をつなぐ十八ヶ月	55	11/28 (金)	ここには私の読める 本がある	10
12/19 (金)	キュリー夫妻	55	1/30 (金)	それから、青い鳥はどう飛 んだ?～女性だけの劇団 30年の歩み～	25
2/27 (金)	木になる未来	29	3/26 (金)	医師クローデットの場合 ～アフリカの大地で～	45

④ 「ホンのおしゃべり」の開催

関西在住のジェンダー視点を持った図書・資料の著者を招き、執筆の背景や出版に関する思いを語ってもらい、その後、参加者と著者でフリートークを行った。
(年2回開催)

第1回 平成15年6月14日(土) 14:00～15:00
著者 伍賀 偕子
著書 『次代を拓く女たちの運動史』
参加者数 9人

第2回 平成16年3月16日(火) 14:00～15:00
著者 森田 尚
著書 『生きて帰りたいー妻たち子たちの「満州」』
参加者数 13人

⑤ 情報ライブラリーニュース『いんぷおめーと』の作成

情報ライブラリーの多様な活動を広くPRするため、女性情報と利用者を結ぶ双方向型のライブラリーニュースを作成し、府内外の女性関係施設及び図書館等へ配付した。(年2回発行)

・A4版4頁 8,000部
第47号発行(平成15年6月1日発行)

・A4版4頁 12,000部
第48号発行(平成15年12月1日発行)

⑥ 情報ライブラリー企画展示

～「女性に対する暴力」パネル展～

女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー等）に関し、暴力を生み出す社会的背景、暴力の実態、法律等についての解説や被害にあったときの対処方法などを、わかりやすく解説したパネルを展示した。

展示期間：平成15年6月21日（土）～6月29日（日）

（於：ドーンセンター1Fロビー）

～「女性に対する暴力」パネル展～

大阪府では、11月12日から25日までを「女性に対する暴力をなくす」キャンペーンとして、「女性への暴力」サポートライン（特別総合相談）等を実施した。ドーンセンターにおいても、11月12日から23日まで女性に対する暴力に関するパネル展を開催した。

展示期間：平成15年11月12日（水）～11月25日（火）

（於：ドーンセンター1Fロビー）

特別企画展示

～奥野安彦 写真展 「闘う女たち」～

ドーンセンター情報ライブラリーでは毎年、所蔵コレクションの展示、または女性たちの表現活動を支援するという目的で特別企画展示を開催している。

平成15年度については、女性の文化表現事業「女性映像フェスティバル2003」と連動させ、「闘う女たち」をテーマに、女子プロレス団体ガイヤジャパンの選手たちを撮り続けている写真家・奥野安彦さんの写真展を開催した。選手たちの等身大ポートレイトを始め、日常の様子や闘いの様子をとらえた写真約70点を展示し、女子プロレスラーの生きざまを通して、なぜ女たちは闘い、強くなろうとするのかを広く知ってもらおう機会を提供した。

展示期間：平成15年11月27日（木）～12月25日（木）

（於：ドーンセンター情報ライブラリー、1Fロビー 他）

2 女性の抱える問題に関する相談事業

女性の直面している様々な問題について、女性の視点から自立と主体的な生き方を目指し、相談カウンセリングにより、必要な援助と解決のためのサポートを行った。

(1) 相談事業

① 面接相談：専門の女性カウンセラーによる面接でのカウンセリング

水・金・土・日曜日

午前9時45分から午後5時30分

火・木曜日

午前9時45分から午後8時30分

平成15年度											平成14年度		
	～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	合計	(%)	合計	(%)	
生き方	10	56	221	147	95	18	14	6	567	27.6%	468	25.5%	
こころ	2	40	107	59	18	5	0	3	234	11.4%	242	13.2%	
からだ	0	3	6	5	0	0	0	0	14	0.7%	11	0.6%	
仕事上の悩み	0	4	6	4	4	0	0	0	18	0.9%	28	1.5%	
夫婦関係	0	22	175	114	67	26	3	4	411	20.0%	349	19.0%	
親子・家庭関係	17	63	106	138	104	32	17	11	488	23.7%	487	26.5%	
人間関係	2	53	101	56	28	3	0	7	250	12.2%	181	9.9%	
性・性的被害	5	19	26	16	1	0	0	0	67	3.3%	64	3.5%	
暮らし	0	0	0	2	2	0	0	0	4	0.2%	5	0.3%	
その他	0	0	1	1	0	0	0	0	2	0.1%	1	0.1%	
H15年度	合計	36	260	749	542	319	84	34	31	2,055	100.0%	1,836	100.0%
	(%)	1.8%	12.7%	36.4%	26.4%	15.5%	4.1%	1.7%	1.5%	100.0%			
H14年度	合計	56	325	623	450	287	55	20	20	1,836			
	(%)	3.1%	17.7%	33.9%	24.5%	15.6%	3.0%	1.1%	1.1%	100.0%			

相談月別件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成15年度	178	174	153	185	182	162	174	152	166	155	180	194	2,055
平成14年度	154	177	141	166	160	138	166	146	130	141	164	153	1,836

- ② 電話相談：専用電話を使った、電話相談員による相談
 火曜日から金曜日 午前10時から午後4時、午後6時から午後8時
 土曜日・日曜日 午前10時から午後4時

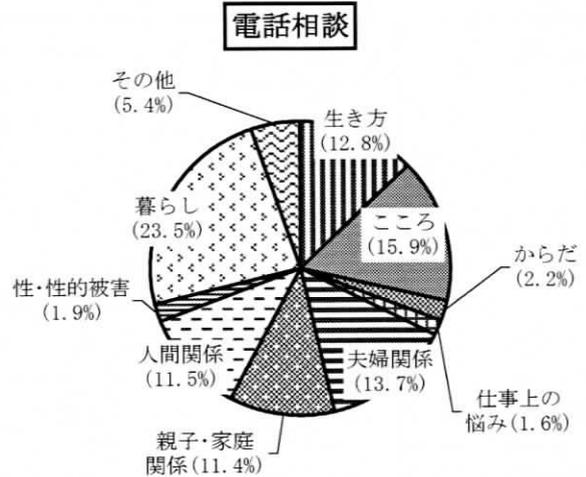
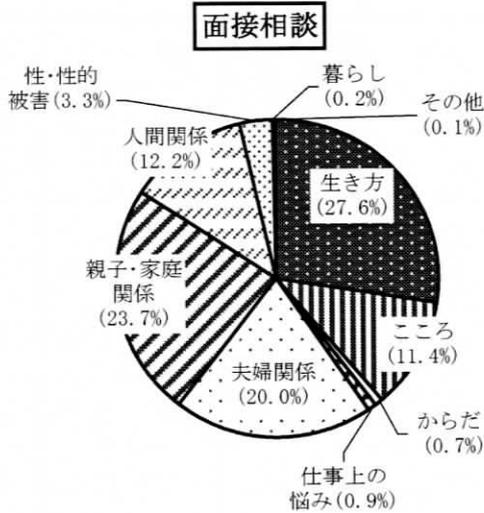
平成15年度											平成14年度		
平成15年度	～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	合計	(%)	合計	(%)	
生き方	1	28	186	84	146	13	6	25	489	12.8%	529	14.2%	
こころ	4	38	259	58	134	23	1	93	610	15.9%	581	15.5%	
からだ	1	10	10	11	20	17	1	16	86	2.2%	105	2.8%	
仕事上の悩み	0	10	14	12	11	0	0	16	63	1.6%	88	2.4%	
夫婦関係	0	39	158	111	88	16	6	105	523	13.7%	559	15.0%	
親子・家庭関係	0	38	84	112	78	23	4	99	438	11.4%	445	11.9%	
人間関係	3	45	120	88	81	14	0	90	441	11.5%	494	13.2%	
性・性的被害	0	17	12	11	2	2	0	30	74	1.9%	70	1.9%	
暮らし	2	8	318	53	337	53	2	127	900	23.5%	679	18.2%	
その他	1	1	2	1	3	0	0	197	205	5.4%	187	5.0%	
H15年度	合計	12	234	1163	541	900	161	20	798	3,829	100.0%	3,737	100.0%
	(%)	0.3%	6.1%	30.4%	14.1%	23.5%	4.2%	0.5%	20.8%	100.0%			
H14年度	合計	15	361	1301	503	771	80	16	690	3,737			
	(%)	0.4%	9.7%	34.8%	13.5%	20.6%	2.1%	0.4%	18.5%	100.0%			

相談月別件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成15年度	339	358	348	334	337	288	331	305	260	290	318	321	3,829
平成14年度	309	310	322	287	324	289	326	312	284	313	313	348	3,737

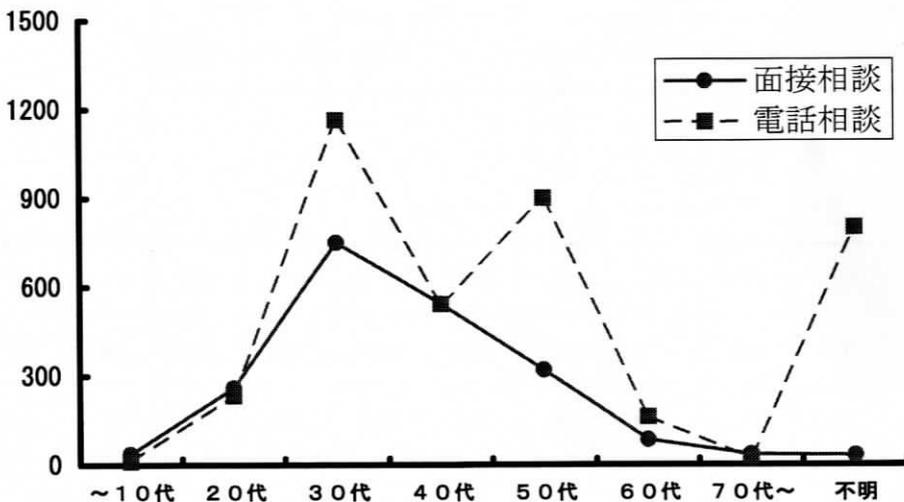
主訴別相談件数

	生き方	こころ	からだ	仕事上の悩み	夫婦関係	親子・家庭関係	人間関係	性・性的被害	暮らし	その他	計
面接相談	567	234	14	18	411	488	250	67	4	2	2,055
電話相談	489	610	86	63	523	438	441	74	900	205	3,829
計	1,056	844	100	81	934	926	691	141	904	207	5,884



年代別相談件数

	～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	合計
面接相談	36	260	749	542	319	84	34	31	2,055
電話相談	12	234	1,163	541	900	161	20	798	3,829
計	48	494	1,912	1,083	1,219	245	54	829	5,884



③ 法律相談：女性弁護士による法律問題に関する面接相談

毎月第1火曜日：午後5時から午後8時 第2木曜日：午前10時から午後1時
 第3土曜日：午前10時から午後1時 第4金曜日：午後2時から5時

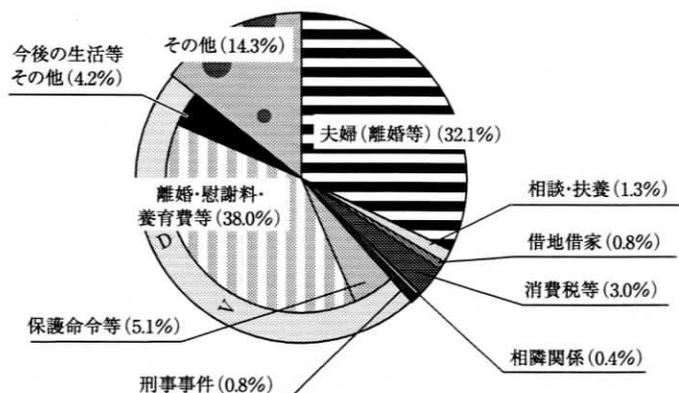
項目 \ 月	平成15年度														平成14年度	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	(%)	合計	(%)
夫婦（離婚等）	8	6	8	10	7	4	12	5	6	2	4	4	76	32.1%	108	44.6%
相続・扶養	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	1.3%	12	5.0%
借地借家	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2	0.8%	0	0.0%
消費者等	0	2	1	0	0	0	0	3	0	1	0	0	7	3.0%	3	1.2%
相隣関係	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4%	1	0.4%
刑事事件	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	0.8%	0	0.0%
D 保護命令等	1	0	1	0	1	0	2	0	3	2	1	1	12	5.1%	5	2.1%
V 離婚・慰謝料・養育費等	5	8	4	7	10	10	3	8	7	8	12	8	90	38.0%	65	26.9%
V 今後の生活等その他	0	1	1	1	1	2	1	1	0	1	0	1	10	4.2%	11	4.5%
DV関連計	6	9	6	8	12	12	6	9	10	11	13	10	112	47.3%	81	33.5%
その他	2	3	3	2	2	4	3	2	3	0	4	6	34	14.3%	37	15.3%
合計	18	20	18	20	22	21	21	19	20	15	22	21	237	100.0%	242	100.0%

④ からだの相談：女性産婦人科医師による医療的見地から助言が必要なものについての面接相談

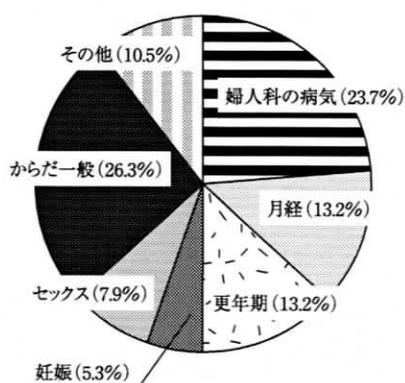
毎月第4土曜日 午後2時から4時

項目 \ 月	平成15年度														平成14年度	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	(%)	合計	(%)
婦人科の病気	0	0	1	2	1	1	1	1	1	1	0	0	9	23.7%	6	19.4%
月経	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	1	0	5	13.2%	6	19.4%
更年期	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	1	5	13.2%	4	12.9%
妊娠	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	5.3%	0	0.0%
セックス	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	3	7.9%	3	9.7%
からだ一般	1	1	2	1	1	1	0	0	1	1	1	0	10	26.3%	8	25.8%
その他	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	10.5%	4	12.9%
合計	3	3	4	4	4	3	4	4	3	3	2	1	38	100.0%	31	100.0%

法律相談



からだの相談



⑤ 外国人女性のためのサポート・カウンセリング

ア バイリンガル・カウンセリングの実施

外国人女性が、異文化の中で出会う様々な悩みに、母国語及び日本語で相談を行い、問題解決に向けてサポートを行った。

対象：韓国・朝鮮語、中国語、英語圏の女性

相談員：女性で、母国語と日本語を話すバイリンガル・カウンセラー

日時：毎月第1、2、3土曜日の午後2時から4時

第1土曜日 韓国・朝鮮語の相談

第2土曜日 中国語の相談

第3土曜日 英語の相談

イ 中国語、英語を話す外国人女性のためのディスカッション・グループの実施

日本で生活する外国人女性らが出会う共通の問題についてグループで話し合い、情報を交換する機会を提供し、日本での生活における問題解決の支援を行った。

第2、3土曜日の正午から午後1時30分

項目 \ 月		平成15年度												平成14年度	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	合計
韓国・朝鮮語		0	2	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	6	5
中国語	相談	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	4	11
	ディスカッショングループ	0	3	5	2	0	5	2	5	2	3	4	4	35	62
英語	相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	9
	ディスカッショングループ	1	0	0	1	0	1	0	0	1	2	1	1	8	21
合計	相談	0	3	1	1	1	1	0	0	1	2	1	0	11	25
	ディスカッショングループ	1	3	5	3	0	6	2	5	3	5	5	5	43	83

⑥ ドーンセンター内DV相談：ドーンセンター4階の配偶者暴力相談支援センターで電話相談を行った。

電話相談：火曜日から日曜日 午前10時から午後8時

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
暴	配偶者から	身体的	48	53	41	52	59	42	60	44	42	45	64	80	630
					(1)	(4)	(4)	(3)	(1)	(2)	(2)	(2)	(1)	(20)	
		精神・社会・経済的	11	17	11	9	14	7	14	15	13	7	23	16	157
					(1)	(1)						(2)		(4)	
	性的	2	4	3	1	6	0	1	2	0	0	0	2	21	
				(1)	(1)								(2)		
	計	61	74	55	62	79	49	75	61	55	52	87	98	808	
				(1)	(2)	(6)	(4)	(3)	(1)	(2)	(2)	(4)	(1)	(26)	
その他から	恋人	身体的	1	0	0	5	7	0	1	5	3	4	3	2	31
									(1)	(1)				(2)	
		精神・社会・経済的	0	0	0	1	2	2	2	2	0	0	1	1	11
	性的	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	3	
								(1)					(1)		
	計	1	0	0	7	9	2	4	7	3	4	5	3	45	
								(1)	(1)	(1)			(3)		
力	家族・知人等	身体的	7	8	8	8	7	1	9	2	2	5	8	3	68
			(1)	(1)		(1)	(1)		(5)			(3)	(3)	(15)	
		精神・社会・経済的	2	5	1	5	0	0	1	0	2	2	2	1	21
	性的	1	4	3	0	0	2	2	0	0	1	1	0	14	
	計	10	17	12	13	7	3	12	2	4	8	11	4	103	
		(1)	(1)		(1)	(1)		(5)			(3)	(3)		(15)	
暴力にかかる相談計		72	91	67	82	95	54	91	70	62	64	103	105	956	
		(1)	(1)	(1)	(3)	(7)	(4)	(9)	(2)	(3)	(5)	(7)	(1)	(44)	
その他の相談		22	14	22	16	11	11	24	6	11	13	24	22	196	
		(2)	(1)	(1)	(1)	(1)		(5)	(1)	(4)	(2)	(3)	(4)	(25)	
合計		94	105	89	98	106	65	115	76	73	77	127	127	1,152	
		(3)	(2)	(2)	(4)	(8)	(4)	(14)	(3)	(7)	(7)	(10)	(5)	(69)	

※ () 内は男性内数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
15年度	94	105	89	98	106	65	115	76	73	77	127	127	1,152
14年度	49	56	52	63	65	49	89	72	67	53	70	79	764
対前年比	191.8%	187.5%	171.2%	155.6%	163.1%	132.7%	129.2%	105.6%	109.0%	145.3%	181.4%	160.8%	150.8%

⑦ カウンセラー派遣：DV被害女性を保護している民間シェルターなど4箇所のNPO等団体へ女性カウンセラーを派遣し、被害者の心のケアを行う等、自立支援体制の充実を図った。

平成15年度													
項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
シェルター (S)	2	2	2	2	2	1	1	2	1	2	2	2	21
	4	4	4	4	4	2	2	4	2	4	4	4	42
シェルター (I)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48
シェルター (R)	1	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1	0	7
	2	1	0	1	0	1	1	0	2	0	1	0	9
シェルター (Y)	1	2	3	2	2	2	1	2	0	0	1	1	17
	2	1	3	2	3	2	1	2	0	0	2	1	19
合計	6	7	7	7	6	6	5	6	4	4	6	5	69
	12	10	11	11	11	9	8	10	8	8	11	9	118

※ シェルター名については保護の必要上、頭文字等で表す。

※ 上段は訪問回数 下段は相談者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
15年度	6	7	7	7	6	6	5	6	4	4	6	5	69
	12	10	11	11	11	9	8	10	8	8	11	9	118
14年度	/	/	/	/	/	7	6	6	6	6	9	10	50
	/	/	/	/	/	10	10	10	9	10	17	16	82

⑧ 不妊にまつわる悩みの相談：女性産婦人科医師及び助産師が不妊にまつわる様々な悩みの相談に応え、必要な情報提供を行った。

・面接相談：毎月第1土曜日、第3金曜日 午後1時から午後4時

項目 \ 月	平成15年度												合計	(%)
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
情報提供	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	4.5%
不妊への不安・検査や治療を受けたほうがよいか	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	9.1%
今の治療の内容と妊娠の可能性	0	2	1	2	1	2	0	2	2	0	0	0	12	54.5%
他の治療内容・方法など	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	4	18.2%
二人目不妊	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4.5%
医療機関に対する不満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
パートナーとの関係	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4.5%
周囲の人間関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
自分自身のこと	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
子どものいない人生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
仕事との両立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
その他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4.5%
合 計	1	2	2	5	3	2	0	2	3	1	1	0	22	100.0%

・電話相談：毎週水曜日 午前10時から午後4時

項目 \ 月	平成15年度												合計	(%)
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
情報提供	5	5	5	3	0	4	4	3	1	12	4	9	55	18.2%
不妊への不安・検査や治療を受けたほうがよいか	4	2	7	4	3	1	3	2	2	1	2	7	38	12.5%
今の治療の内容と妊娠の可能性	9	10	12	11	4	5	4	7	3	2	2	5	74	24.4%
他の治療内容・方法など	3	0	0	2	0	0	3	0	0	1	2	2	13	4.3%
二人目不妊	5	8	5	1	3	1	7	4	1	4	2	3	44	14.5%
医療機関に対する不満	3	1	1	5	1	1	1	4	1	1	1	0	20	6.6%
パートナーとの関係	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	1	7	2.3%
周囲の人間関係	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.3%
自分自身のこと	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.3%
子どものいない人生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
仕事との両立	0	0	0	3	0	0	1	0	0	1	0	0	5	1.7%
その他	3	1	6	4	5	5	6	3	3	4	1	4	45	14.9%
合 計	35	28	37	34	16	17	29	23	11	26	16	31	303	100.0%

⑨ 相談員会議

毎月1回、相談事業の進め方についての調整や、社会資源台帳（相談関連機関情報）の整備等について検討を行うとともに、1例ずつ「事例検討」を行い、相談員の研鑽を図った。

(2) サポート・グループ

サポート・グループの実施

同じ悩みや問題を持つ女性がファシリテーターを交えて、自分の気持ちを話し合い、相互に支えあうことにより悩みの解決を図った。 定員：各15名

日程		回数	テーマ	ファシリテーター	参加者数
5/22～7/24	木曜 午前	10	‘わたし’に戻って‘わたし’を語る ～‘わたし’を主語に話してみたい～	内藤 みちよ (ドーンセンターカウンセラー)	69
5/22～7/24	木曜 夜間	10	‘わたし’が好きになれない あなたへ……。	杉本 志津佳 (ドーンセンターカウンセラー)	83
9/3～11/19 下記を除く 9/24, 10/29	水曜 午前	10	子ども時代の親子関係をふり返る	加藤 伊都子 (フェミニストカウンセリング 堺カウンセラー)	120
9/19～11/7	金曜 午前	8	こんなはずではなかった…。 ～夫との関係～	竹之下 雅代 (ドーンセンターカウンセラー)	41
9/20～11/8	土曜 午後	8	50代! 新しい出発の時かも	本多 利子 (ドーンセンターカウンセラー)	113
10/ 9・23 11/13・27 12/11・25 1/ 8・22 2/12・26	木曜 午前	10	わたしの「再出発」 ～夫の暴力を逃れて～	今西 康子 (ドーンセンター相談スタッフ)	46
1/27～3/16	火曜 午後	8	ターニングポイントの曲がり方 話しましょう	宮本 由起代 (ドーンセンターカウンセラー)	112

(3) 講座の開催

① 女性(わたし)のためのカウンセリング講座の開催

女性が自己実現していくために必要な視点を、カウンセリングの手法を用いて紹介し、自立と女性問題解決に資した。

定員：60人 申込者：196人 受講者数：80人 時間：午前10時から正午

	月/日	テーマ	講師
1	5/21(水)	ジェンダー社会と女性の心の健康	川喜田 好恵 (ドーンセンター相談担当コーディネーター)
2	5/28(水)	家族をめぐる法律の知識	浦田 万里 (弁護士)
3	6/ 4(水)	対等でないパートナー関係～その危険性～	杉本 志津佳 (ドーンセンターカウンセラー)
4	6/11(水)	親と子の関係について	本多 利子 (ドーンセンターカウンセラー)
5	6/18(水)	フェミニスト・カウンセリングを通してみる女性の悩み	竹之下 雅代 (ドーンセンターカウンセラー)
6	6/25(水)	女性のからだのライフサイクル	谷田 寿美江 (ウィメンズセンター大阪)

7	7/ 2(水)	自己表現トレーニングを学ぶ ① ～対人コミュニケーションと心の基本的人権～	内藤 みちよ (ドーンセンターカウンセラー)
8	7/ 9(水)	自己表現トレーニングを学ぶ ② ～女性と自己表現～	内藤 みちよ (ドーンセンターカウンセラー)
9	7/16(水)	自己表現トレーニングを学ぶ ③ ～対人関係の3つのパターン～	宮本 由起代 (ドーンセンターカウンセラー)
10	7/23(水)	生き方・老い方・死に方 ～介護を通して考える～	赤松 彰子 (保健師・助産師)
11	7/30(水)	自分を大切にする生き方とは	宮本 由起代 (ドーンセンターカウンセラー)

② 女性関係相談事業担当者研修講座の開催

女性関係相談機関のスタッフ（行政職、専門職、民間施設スタッフ）を対象に女性相談機関及び相談事務局のあり方、相談機関の連携などについて講座形式での研修を行った。

定員：60人 受講者数：106人 時間：午後1時30分から午後4時

	月/日	テーマ	講師
1	6/4(水)	女性問題とジェンダーの視点/ 話し合い	宮本 由起代 (ドーンセンターカウンセラー)
2	6/11(水)	女性相談と女性相談事業 相談事務局の役割/ 質疑応答等	川喜田 好恵 (ドーンセンター相談担当コーディネーター)
3	6/18(水)	女性相談の実際 ～構成事例を使って～	今西 康子 (ドーンセンター相談スタッフ)
4	6/25(水)	情報提供とネットワークの仕方 社会資源情報の集め方・作り方・提供の留意点	木下 みゆき (ドーンセンター情報担当コーディネーター)

③ 女性のためのCR・サポートグループ ファシリテーター・スキル育成講座の開催

女性の悩みや被害に対する援助の一環としてのグループを、ジェンダー問題に敏感な視点から運営し、女性の社会参画に資するための人材を育成した。

定員：32人 申込者：51人 受講者数：36人

	月/日	テーマ	講師
1	9/27(土) 14:00-16:00	対人援助のためのグループとは ～その機能と援助技術～	川喜田 好恵 (ドーンセンター相談担当コーディネーター)
2	9/27(土) 10:30-12:30	グループの流れとファシリテーターのかかわり I	宮本 由起代 (ドーンセンターカウンセラー)
3 } 8	10/2・9・16・30・ 11/6・13(木) Aグループ 10:30-12:30 Bグループ 18:30-20:30	Aグループ・Bグループ 各体験学習 <前半> グループ体験 60分 <後半> ふり返り 60分	A ; 川喜田 好恵 (ドーンセンター相談担当コーディネーター) B ; 宮本 由起代 (ドーンセンターカウンセラー)
9	11/15(土) 10:30-12:30	グループの流れとファシリテーターのかかわり II	本多 利子 (ドーンセンターカウンセラー)
10	11/15(土) 14:00-16:00	CR、サポートグループの倫理 ～二次被害をおこさないために～	川喜田 好恵 (ドーンセンター相談担当コーディネーター)

④ NPOとの協働事業 フェミニスト・カウンセリング専門講座の開催

[理論編]

女性を対象とした相談事業にかかわる専門家等が、ジェンダーにとらわれない視点で、女性の自立とエンパワメントのための心理的援助を行うために必要な知識と技能を修得するための講座を開催した。

定員： 60人 申込者：127人 受講者：124人

	月/日	テーマ	講師
1	11/8(土) 10:00-12:30	フェミニストカウンセリングとは ～女性のエンパワメントを支援するために～	川喜田 好恵 (トーンセンター相談担当コーディネーター)
2	11/8(土) 14:00-16:30	女性の状況をジェンダー分析する ～ 従来の心理学をこえて～	宮本 由起代 (トーンセンターカウンセラー)
3	11/22(土) 10:00-12:30	今、「家族」に何が起きているのか ～ジェンダーと自尊感情～	わたなべ ひろみ (フェミニストカウンセリング堺カウンセラー)
4	11/22(土) 14:00-16:30	ケア労働とジェンダー ～介護する側される側～	春日 キスヨ (安田女子大学教員)
5	12/6(土) 10:00-12:30	性暴力・DV被害のアドボカシー ～法制度の現行と問題点～	長谷川 京子 (弁護士)
6	12/6(土) 14:00-16:30	DV被害女性と医療 ～「発見」からトータルな支援まで～	加藤 治子 (阪南中央病院産婦人科医師)
7	12/20(土) 10:00-12:30	心療内科を訪れる女性たち ～フェミニストカウンセリングとの連携～	小山 敦子(近畿大学医学部 堺病院心療内科医師)
8	12/20(土) 14:00-16:30	DV・性被害とフェミニストカウンセラーの役割	井上 摩耶子 (ウィメンズカウンセリング 京都カウンセラー)

[研究コース]

理論編を修了し、実際に現場でカウンセリングやケースワークにかかわっている者を対象に、グループに分かれてCRを組み入れながらスーパーバイザーとともに検討した。

定員： 60人 時間： 10:00～12:30
13:30～16:00

(A) 福祉・医療・シェルターなどケースワーク的かかわりを必要とする現場

申込者：16人 受講者：16人
1/17(土), 1/31(土), 2/14(土)の3回

(B) 中・高・大学等教育の現場でのカウンセリング、生徒指導等の現場

申込者：12人 受講者：12人
1/17(土), 1/31(土), 2/14(土)の3回

(C) 女性センター、民間カウンセリングルーム等でのフェミニストカウンセリングの現場

申込者：17人 受講者：17人
1/10(土), 2/7(土), 2/28(土)の3回

(D) CR、セルフヘルプグループなどの現場

申込者：12人 受講者：12人
1/10(土), 2/7(土), 2/28(土)の3回

3 啓発学習事業

男女共同参画社会の実現のために、ジェンダー問題解決のための啓発活動を行うとともに自主的な学習活動を支援した。

(1) 女性問題啓発講座の開催

ジェンダー問題に対する正しい理解と認識を深めるための各種講座を開催した。

①ライブセミナー～女性と仕事～

いろいろな分野で活躍している女性を講師として招き、仕事の現場での生の声を聞くことにより、女性が働き続けることを応援していく講座を開催した。

定員：各50人 延参加者数：272人 午後2時から午後4時

※3回目のみ午後1時から3時30分

	月/日	テーマ	講師	申込者数	参加者数
1	5月31日(土)	料理研究家の仕事	今川 れい子 「スタジオ・ドレッセ」主宰	70	56
2	7月12日(土)	伝統工芸士の仕事	小玉 紫泉 爪搔本つづれ織作家	52	37
3	10月26日(日)	NPO/NGOで働く	山本 愛 (特活) アジアボランティアセンター	105	65
4	10月26日(日)	編集の仕事	千葉 潮 編集事務所 アルゴ代表	93	65
5	3月13日(土)	領事館の仕事	塚谷 皖子 英国総領事館 建設・環境分野担当商務官	72	49

②男女共同参画政策に関わる職員のためのプログラム

平成12・13年度の調査研究事業により完成したプログラムを講座として実施した。

初めて男女共同参画政策に関わる職員の方々を対象に、ジェンダーの視点を高め、その視点を持って事業を推進していくために、参加体験型学習などを通じた研修のプログラムを提供した。

定員：30人 申込者数：40人 受講者数：40人 延参加者数：180人

午後2時から午後4時

	月/日	テーマ	講師
1	5月15日(木)	世界の流れ・日本の動きを知る	川喜多 好恵 (ドーンセンター相談担当コーディネーター)
2	5月22日(木)	女性情報とは～その特徴と活用方法～	木下 みゆき (ドーンセンター情報担当コーディネーター)
3	5月29日(木)	講座の企画・運営(1)	尼川 洋子 (前・ドーンセンター企画推進グループ ディレクター)
4	6月5日(木)	講座の企画・運営(2)	尼川 洋子 (前・ドーンセンター企画推進グループ ディレクター)
5	6月12日(木)	ワークショップ	仁科 あゆ美 (ドーンセンター企画推進グループ専門員)

③学校関係者のためのスクール・セクハラ防止研修講座

“教師から児童・生徒”“生徒から生徒”へのセクハラについて、どのような行為がセクハラなのか、どうすれば防ぐことができるのか、起こってしまった時はどう対応すればいいのか、各相談機関へのつなげ方、子どもの心のケアなどについて、学校管理者を対象にスクール・セクハラ防止の方法を考える研修を行った。

定員：50人 申込者数125人 受講者数：108人 延参加者数：284人

	月/日	テーマ	講師
1	7月30日(水) 13:30～16:00	教師から児童・生徒への関わり方 ～“指導”とセクハラ境界線～	川喜田 好恵 (ドーンセンター相談担当コーディネーター)
2	7月31日(木) 10:00～12:30	児童・生徒間のセクハラ ～教師はどう関わればよいのか～	本多 利子 (スクールカウンセラー、ドーンセンターカウンセラー)
3	7月31日(木) 13:30～16:00	性被害が子ども2に与える影響と心のケア	田上 時子 (ドーンセンター事業担当コーディネーター)

④企業向け研修セミナー

男女共同参画を推進するために、事業所等に向けて「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立」などの取り組みを積極的に進めていく必要がある。そこで、事業主及び企業で働く人を対象に、他国の先進事例や現状を紹介し、職場における男女共同参画を推進するための方法を考える講座を開催した。なお、大阪府の実施している「男女いきいき・大阪元気宣言事業」とも連携し、講座を展開した。

定員：60人 申込者数：120人 延参加者数：96人
午後2時から午後4時 全3回

	月/日	テーマ	講師
1	9月18日(木)	社会を変える企業の動き～企業の育児支援：企業内保育所～	中村 艶子 (同志社大学言語文化教育研究センター助教授) コーディネーター：岸本佳子(産経新聞文化部記者)
2	10月28日(火)	女性を活かす企業が伸びる ～女性登用の基準づくり～	金谷 千慧子(NPO 法人女性と仕事研究所 代表、中央大学研究開発機構教授) コーディネーター：細見 三英子(ジャーナリスト)
3	11月20日(木)	働く女性のためのコミュニケーション・スキル	宮本 由起代(ドーンセンターカウンセラー)

⑤市民やNPOとの協働事業を担当する職員のための研修プログラム

平成12・13年度の調査研究事業により完成したプログラムを講座として実施した。市民やNPOと行政が男女共同参画社会をめざし、よりよいパートナーシップを築いていくために、担当職員として必要なスキルを身につけ、専門性を高めることをめざすプログラムを開催した。

定員：30人 申込者数：29人 受講者数：29人 延参加者数：173人
午後2時から午後4時30分

	月/日	テーマ	講師
1	1月20日(火)	市民やNPOが参画する事業の意義と協働することで広がる可能性	田上 時子 (ドーンセンター事業担当コーディネーター)
2	1月27日(火)	協働効果が得られる事業設計を考えるために ①～企画実施の協働プロセス～	阿部 圭宏 (市民活動・NPOコーディネーター)
3	2月3日(火)	協働効果が得られる事業設計を考えるために ②～企画協働から契約実務に至るまで～	水谷 綾 (社福)大阪ボランティア協会NPO推進センターインキュベーターアドバイザー)
4	2月12日(木)	協働事業のコミュニケーション ～市民やボランティアとの関わり方～	筒井 のり子 (龍谷大学教員、(社福)大阪ボランティア協会市民エンパワメントセンター)
5	2月17日(火)	協働事業の事業評価	粉川 一郎 (特活)コミュニティ・シンクタンク「評価みえ」代表理事)
6	2月24日(火)	ケーススタディほか	ファシリテーター 仁科 あゆ美 (ドーンセンター企画推進グループ専門員)

⑥高齢社会と女性～世界一の長寿国・日本のこれから～

少子高齢化が進み家族のかたちを変化している日本において、高齢者の知識や経験を起業やボランティアなどのかたちで社会に還元する様子、葬送のあり方が変化している様子などをジェンダーの視点で考える講座を開設した。英文情報誌DAWN2003年号と関連。

定員：50人 申込者数：108人 受講者数：82人 延参加者数：122人

	月/日	テーマ	講師
1	3月20日(土)	高齢者力を社会へ ～ニューシルバーが拓く21世紀～	山田 芳子(高齢社会をよくする女性の会・大阪 副代表)
2	3月27日(土)	ゆらぐ家族と変わるお墓 ～私が決める、私の人生完成期～	田中 いずみ(大蓮寺・エンディングを考える市民の会 事務局長)

(2) ウィメンズフォーラムの開催

ジェンダー問題の啓発及びドーンセンターの設立趣旨である男女共同参画社会づくりを広くPRするために開催した。

とき：平成15年12月5日(金) 13:30～16:30

ところ：ホール(7F)

定員：500人 申込者数：211人 参加者数：168人 参加費：無料

内容：第一部 事例発表「男女いきいき元気宣言」

(株)帝人 帝人クリエイティブスタッフ(株)人財部女性活躍推進室 黒瀬友佳子

松下電器産業(株) 女性かがやき本部事務局長 松田聡子

(株)赤ちゃん本舗 総務本部人事部部长 六反園和明

第二部 シンポジウム「働く女性が日本を変える～21世紀の企業と社会～」

コーディネーター：川喜田好恵(ドーンセンター相談担当コーディネーター)

パネリスト：脇坂 明(学習院大学経済学部教授)

清水みゆき(財団法人関西生産性本部コンサルティング部課長)

林 誠子(連合副事務局長、ICFTU-APRO 女性委員会議長)

4 女性に対する暴力対策・民間等人材育成支援事業

大きな社会問題になっているドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等の「女性に対する暴力」は、多くの人々にかかわる問題であり、男女共同参画社会実現のために解決しなければならない重要課題である。

地域において様々な相談を受ける機会の多い民間の人々も含めて「女性に対する暴力対策人材養成支援講座」を開催した。

(1) 女性に対する暴力対策人材養成支援講座「入門編」の開催

女性に対する暴力に関する基礎的知識や被害者を支援するために必要な情報を提供するとともに、被害者から相談に応じる際のノウハウ等を具体的事例をもとに実践的に習得してもらうための講義と実習を行った。

・女性に対する暴力対策人材養成支援講座「入門編」第1回

定員 60人 申込者 78人 受講者数 77人 延参加者数 368人
時間 午前10時から12時、午後1時から4時15分

	月/日	テーマ	講師
1	6月26日(木)	女性に対する暴力とは	竹之下 雅代 (ドーンセンターカウンセラー)
		「家族」とドメスティック・バイオレンスにまつわる神話	竹之下 雅代 (ドーンセンターカウンセラー)
		男女共同参画社会とは	森 栄子 (大阪府生活文化部 男女共同参画課)
2	7月3日(木)	ジェンダーと暴力 ～暴力をふるう心理・耐える心理～	川喜田 好恵 (ドーンセンター相談担当コーディネーター)
		実習 被害者の話を聴く時に	今西 康子 (ドーンセンター相談スタッフ)
		実習 事例を通して学ぶ	今西 康子 (ドーンセンター相談スタッフ)
3	7月10日(木)	女性に対する暴力と警察の取り組み	中矢 恵美子 (大阪府警本部 生活安全総務課課長補佐)
		被害者の自立に向けての体制と社会資源	増井 香名子 (大阪府女性相談センター)
		支援のときの留意点	竹之下 雅代 (ドーンセンターカウンセラー)

・女性に対する暴力対策人材養成支援講座「入門編」第2回

定員 60人 申込者 73人 受講者数 64人 延参加者数 322人
時間 午前10時から12時、午後1時から4時15分

	月/日	テーマ	講師
1	11月5日(水)	女性に対する暴力とは	今西 康子 (ドーンセンター相談スタッフ)
		「家族」とドメスティック・バイオレンスにまつわる神話	今西 康子 (ドーンセンター相談スタッフ)
		男女共同参画社会とは	斉藤 和也 (大阪府生活文化部男女共同参画課)
2	11月12日(水)	ジェンダーと暴力 ～暴力をふるう心理・耐える心理～	宮本 由起代 (ドーンセンターカウンセラー)
		実習 被害者の話を聴く時に	杉本 志津佳 (ドーンセンターカウンセラー)
		実習 事例を通して学ぶ	杉本 志津佳 (ドーンセンターカウンセラー)
3	11月19日(水)	女性に対する暴力と警察の取り組み	中矢 恵美子(大阪府警本部生活安全 総務課課長補佐)
		被害者の自立に向けての体制と社会資源	増井 香名子 (大阪府女性相談センター)
		支援のときの留意点	杉本 志津佳 (ドーンセンターカウンセラー)

(2) 女性に対する暴力対策人材養成支援講座「専門編」の開催

「入門編」を受講した人、既に地域において被害者支援や相談に携わり、女性に対する暴力に関する基礎知識を有している人や、相談に応じる機会が多い人を指導するまたは研修する立場にある人を対象に、「入門編」に続き「専門編」として開催した。

定員 60人 申込者 127人 受講者数 124人 延参加者数 565人
時間 午前10時から12時、午後1時から4時

	月/日	テーマ	講師
1	2月18日(水)	「被害者支援の現場から」	小野 設子(大阪府女性相談センター主査) 尾上 皓美(くろーばー<外国人DV被害者支援 ネットワーク・おおさか>)
		「DV被害の中の子ども」	芹沢 出 (母子生活支援施設「野菊荘」施設長)
1	2月25日(水)	「DV防止法の現状と課題 ～被害者保護の視点から～」	長谷川 京子 (弁護士)
		「DV・性暴力の被害者心理と PTSD」	井上 摩耶子 (フェミニストカウンセラー)
1	3月10日(水)	「現場からみえるDV被害と 支援のネットワーク」	川畑 真理子 (財)とよなか男女共同参画推進財団) 三宅 秀也 (豊中市消防本部救急隊員)
		「加害者アプローチの試み」	金 香百合 (財)大阪YMCA会員 HEALホリスティック教育実践研究所所長)
1	3月17日(水)	「DV対策の今後の課題 ～加害者への対応、子どもの保護～」	川喜田 好恵 (ドーンセンター相談担当コーディネーター)
		「二次被害を防ぐために ～支援者の倫理～」	宮本 由起代 (ドーンセンターカウンセラー)

5 女性の能力開発・ネットワークに関する事業

女性の社会参加・参画を促進するため、女性の能力の開発・育成に必要な講座等の開催や支援事業を行い、女性団体・グループの交流の活性化を図った。

(1) 女性グループ・ネットワークのための組織開発講座

講座開催に先がけて、〈ケーススタディ〉をシンポジウム形式で実施した。

日時 平成15年10月26日(日) 14:45～16:45

定員70人 申込者数:105人 受講者数:65人

「NPOを起業する～新しい働き方の提案～」

社会貢献をめざし、企業や行政にない働きがい、社会的使命感(ミッション)に重きをおいた「NPO」を働き方の選択肢の一つとして考える人が増えてきている。

グループからNPO法人を立ち上げ、社会システムの変革をめざす活動を展開しているNPOから活動の魅力、組織運営などの事例を聞く。企業や行政でもない民間非営利セクターとしてのNPO、社会起業家としてのNPOという「新しい働き方」について考えた。

コーディネーター 山本 麗子(特活)宝塚NPOセンター事務局次長

パネリスト 森屋 裕子(特活)NPOフィフティ・ネット代表理事

森山 順子(特活)女性と子どものエンパワメント関西事務局長

山田 裕子(特活)大阪NPOセンター事務局長

「NPOを起業する 女性グループ・ネットワークのための組織開発講座」

男女共同参画社会の実現をめざして活動している女性グループが、抱えている問題や課題を解決するために、様々なスキルを身につけ、グループのエンパワメントを支援する講座を開催し、グループ間のネットワークの形成を促進した。

定員:50人 申込者数:概論とケーススタディ28人、実践32人、全回14人

受講者数:概論とケーススタディ23人、実践26人、全回14人 延参加者数:327人

時間:午前10時30分～12時30分、午後1時30分～3時15分

A: 概論とケーススタディ

1/29 (木)	午前	男女共同参画社会をめざすNPOとその役割	田上 時子 ドーンセンター事業担当コーディネーター
	午後	NPOへのサポートシステム	山田 裕子 (特活)大阪NPOセンター事務局長
2/5 (木)	午前	<ケーススタディ> (特活)チャームCHARM	青木 理恵子
	午後	<ケーススタディ> (任意)おんなの目で大阪の街を創る会	小山 琴子

B 実践（ワークショップを通して）

2/12 (木)	午前	NPO法人の申請から認証まで ～担当職員による申請の実務Q&A～	府民活動推進課 NPOグループ
	午後	NPO会計に関する基礎知識	新居 誠一郎 (特活) 大阪NPOセンター監事・税理士
2/19 (木)	午前	年間事業計画の立て方 事務局の運営、役割とは	山本 麗子 (特活) 宝塚NPOセンター事務局次長
	午後		
2/26 (木)	午前	ボランティアとの関わり方 コミュニケーションスキル、会議の持ち方	筒井 のり子 龍谷大学社会学部教員、日本ボランティア コーディネーター協会運営委員長
	午後		
3/4 (木)	午前	市民活動のための財源獲得、助成金の取り方 ～助成金をとるための企画書の作り方とは～	有田 典代 (特活) 関西国際交流団体協議会事務局長
	午後		
3/11 (木)	午前	支援者を増やすための広報戦略、 プレゼンテーション	有田 典代 (特活) 関西国際交流団体協議会事務局長
	午後		
3/18 (木)	午前	NPOの事業評価	粉川 一郎 (特活) コミュニティ・シンクタンク 「評価みえ」代表理事
	午後		(特活) NPOサポートセンター事務局長
3/25 (木)	午前	これからのプランとネットワークづくり ～組織を維持、活性化していくために～	田上 時子 ドーンセンター事業担当コーディネーター

(2) 女性と仕事創発事業の実施

社会的に意義のある仕事を自ら創りだし、自立と自己実現を図る新しい働き方をしようとする女性に対して、女性と仕事創発に必要な支援を行った。

①女性のチャレンジフェア「いま元気！女性のチャレンジ大集合！！」

国際的にみて女性の活躍度が低いなか、社会経済の構造改革を進めるためにも重要な女性のチャレンジを支援するためのフェアを開催した。

日時：平成15年10月25日（土）～26日（日）

企業・NPO事例展示と即売・各種相談 「女あきんど秋祭り」1,900人

25日：10:30～12:00 オープニング特別講演

テーマ「組織で開花！女性のキャリアステージ」

講師：小林由紀子（ドラマ・プロデューサー、株式会社リス プラン代表）

定員：500人 申込者数：300人 受講者数：300人

26日：10:30～12:30 講演

テーマ「大丈夫！仕事も子育ても～働き続けること。そのチャレンジが未来を拓く」

講師：上田理恵子（株式会社マザーネット代表取締役）

定員：70人 申込者数：70人 受講者数：70人

13:30～16:45 講演&シンポジウム
テーマ「NPOを起業する～新しい働き方の提案～」

第一部「NPO/NGOで働く」

講師：山本 愛 ((特活) アジアボランティアセンター専任職員)

(ライブセミナー女性と仕事 Part28 再掲)

第二部「シンポジウム NPOを起業する～新しい働き方の提案～」

コーディネーター：山本麗子 (特活) 宝塚NPOセンター事務局次長

パネリスト：森屋裕子 (特活) フィフティ・ネット代表理事

森山順子 (特活) 女性と子どもエンパワメント関西
事務局次長

山田裕子 (特活) 大阪NPOセンター事務局次長

(女性グループ・ネットワークのための組織開発講座 再掲)

定員：70人 申込者数：105人 受講者数：65人

14:00～16:00

テーマ「編集の仕事」

講師：千葉 潮 (編集事務所・アルゴ代表)

定員：50人 申込者数：93人 受講者数：65人

(ライブセミナー女性と仕事 Part29 再掲)

6 調査研究事業

平成13・14年度の調査研究事業の取組を踏まえ、ドーンセンターとNPOとの協働を更に推進するため、「NPOとの協働推進専門委員会 (仮称)」の実践的検討として試行的な運営を行うとともに財団における組織的な位置付けについても具体的に検討した。

また、府の補助事業である共催事業については、より公平性・透明性を高めるため、従来の適否を申請の都度内部の合議で行ってきた方式から、プレゼンテーションによる企画提案を、外部委員も参画した選考委員会の審査評価を交え決定する方式に変更し試行実施した。

①検討委員会の設置 (年7回の調査・検討委員会を実施)

検討委員

- ・尼川 洋子 (前 ドーンセンター企画推進グループディレクター)
- ・丸本 郁子 (ドーンセンター運営推進委員会座長)
- ・水谷 綾 (大阪ボランティア協会NPO推進センター インキュベーターアドバイザー)
- ・弘本 由香里 (大阪ガスエネルギー・文化研究所客員研究員)
- ・斉藤 和也 (大阪府生活文化部男女共同参画課課長補佐)
- ・松田 隆雄 (ドーンセンター事務局次長)
- ・小西二三子 (ドーンセンター企画推進グループディレクター)
- ・田上 時子 (ドーンセンター企画推進グループ事業担当コーディネーター)
- ・川喜田 好恵 (ドーンセンター相談担当コーディネーター)

アドバイザー委員

- ・粉川 一郎 ((特活) NPOサポートセンター事務局次長/コミュニティ・シンクタンク「評価みえ」代表理事)

②NPOとの協働推進システムに関する意見交換・検討会議

(平成15年5月29日、6月13日、8月27日、9月24日、11月7日、
平成16年1月14日、1月28日開催)

③共催事業選考委員会の開催

(第1回 平成15年8月5日、第2回 平成15年11月21日)

7 文化表現事業

女性による文化・表現活動を支援するとともに、女性に対する固定的なイメージや社会意識の変革をめざす映像作品の上映や、舞台芸術作品の公演等を行った。

(1) 女性映像フェスティバル2003

女性の視点による映像文化の発展と映像分野への女性の参画の促進を図るため女性監督作品等の上映を行った。

日時：平成15年12月5日（金）・6日（土） 参加者数：316人

会場：ホール（7F）・視聴覚スタジオ（5F）

作品：・「ガイア・ガールズ」（監督 ジャノ・ウィリアムズ&キム・ロンジノット
トーク「闘う女たち～強くなることで女たちが得るもの～」

ゲスト：長与千種（女子プロレスラー／ガイア・ジャパン）

インタビュアー：島崎 今日子（ライター）

- ・「350元の子」 監督 リー・リン
- ・「家族プロジェクト」 監督 チョ・ユンギョン
- ・「響き合うところ～歌に生き仲間と生きる～」 監督 タハニ・ラシュド
- ・「自分らしく生きる～やわらかい家族のかたち～」 監督 ジャン・パジェット
- ・「医師クロードットの場合～アフリカの大地で～」 監督 リズ・エティエ

(2) ビデオ講座～学校、教育現場の総合学習に活かせるビデオづくり～

小・中学校教員などを対象に、学校教育の総合学習に活かせるメディア・リテラシー（メディアを主体的に読み解く力をつける）のためのビデオ教材を制作した。またメディアが子どもにどのように影響を与えるのかについても考えた。

<公開講座のみ> 定員：50人 申込者数：42人 受講者数：42人

定員：30人 申込者数：21人 延受講者数：78人

延参加者総数：120人

時間：午前10時から12時30分、午後1時30分から4時

	月/日	テーマ	講師
1	7月29日(火)	<公開講座> 理論編：子どもとメディア～メディアが子どもに与えている影響とメディア・リテラシー～	田上 時子 (ドーンセンター事業担当コーディネーター)
2	8月5日(火)	ビデオを使つてのワークショップ 番組テーマを決める	ドーン・ビデオメイト
3	8月8日(金)	撮影してみよう！ スタジオ収録の実習	下之坊 修子 (ビデオ工房AKAME)
4	8月19日(火)	編集機、パソコンを使つてのビデオづくり①②	ドーン・ビデオメイト
5	8月22日(金)	編集機、パソコンを使つてのビデオづくり③ まとめ（できあがったビデオを使つてのプレゼンテーション）	田上 時子 (ドーンセンター事業担当コーディネーター) ドーン・ビデオメイト

(3) 女性芸術劇場の開催

女性の手による女性の視点を持った舞台芸術公演を開催した。

第9回女性芸術劇場

「劇団青い鳥 A・L I V E ポロロッカ〜料理・掃除・洗濯〜」

作 : 芹川 藍・葛西佐紀

演出 : 芹川 藍

日時 : 平成16年2月28日(土)・29日(日) 14:00～

ところ : ホール 定員 : 各回500人 延べ数 : 892人

前売り : 2,800円 当日 : 3,300円

(4) 海外女性監督ビデオ作品の収集・加工

わが国で未公開の女性監督のドキュメンタリー等を独自に収集し、日本語に翻訳加工しライブラリーで視聴・貸出サービスを行い、広く府民の活用を図った。
また、行政、学習・教育機関や団体・グループ等の研修教材として活用できるように販売も行った。

作品名	監督	製作年	時間	種別
家族プロジェクト：父の家	チョ・ユンギョン	2002年	52分	ドキュメンタリー

8 国際交流事業

(1) 海外向け英文情報誌の発行

ドーンセンターの知名度を高め、情報集積を促進するとともに、センターの活動や日本の民間レベルの女性問題情報を海外に発信するため、海外向け情報誌をNPOと協働で発行した。

- ・発行時期 平成15年12月
- ・部数 3,000部
- ・規格 A4版 12頁
- ・配付先 海外120カ国(政府・国際機関、NGOなど約350カ所)
国内650カ所(女性関係施設、図書館など)
- ・企画会議 次の委員などからなる企画会議を設置し、編集基本方針や記事内容、執筆依頼先等を決定した。
- <企画委員> 井上 はねこ(編集工房アミ主宰)
タマラ スウェンソン(大阪女学院短期大学教授)
西尾 亜希子(大阪女学院短期大学特任講師)
田代 眞朱子(高齢社会をよくする女性の会・大阪事務局次長)
- <編集担当> 千葉 潮(編集事務所 アルゴ代表)
- ・基本方針 「高齢社会と女性」をキーワードに、日本の現状を海外へ発信した。

	内 容	執筆者
P1～3	高齢者の持つ力と経験を社会に活かす	山田 芳子 (高齢社会をよくする女性の会・大阪)
P4～5	高齢者が自分自身のエンディングを考えるなど高齢者に関する自主グループの紹介 ①大蓮寺・エンディングを考える市民の会 ②特別養護老人ホーム「故郷の家」 ③NPO法人「アイアイネット」	①田中 いずみ ②朴 栄太 ③井上 雅晴
	人生のターミナルを前に ホスピスケア ・淀川キリスト教病院ホスピス	
P6	コラム：高齢化問題の隠れた側面	タマラ・スウェンソン (大阪女学院短期大学教授)
P7	インタビュー：浜野佐知監督 映画「百合祭」の制作にあたって	井上 はねこ (編集工房アミ主宰)
P8～9	「高齢社会をよくする女性の会・大阪」の活動紹介	田代 眞朱子 (高齢社会をよくする女性の会・大阪)
P10～11	ジェンダーの視点で見る日本の高齢社会 ～高齢社会白書を読み解く～	小松 満貴子 (ジェンダーと制度研究室主宰、武庫川女子大学非常勤講師)
P12	ドーンセンター事業紹介 「女性のチャレンジフェア」	

(2) 海外女性ネットワーク事業

海外女性のNGO・NPOとの交流を深め、共通する課題の解決や女性の地位向上について協力できる関係を築いていくため、日本の女性グループ等と連携して、海外女性NGO等とのネットワークづくりを支援する催しを開催した。

① 「女性差別撤廃条約をパワーアップ～選択議定書と間接差別～」

日時：平成15年9月28日(日) 場所：特別会議室

講師：ショップ・シリング国連CEDAW委員

共催団体：女性差別撤廃条約・選択議定書の批准を促進する会

② 「ジェンダーエンパワメント・ワークショップ」

日時：平成15年12月16日(火) 場所：ホール

講師：アンディ・ヒクソン

共催団体：Beフリー

9 共催事業

NPOとの協働モデル施設としてセンターを利用して行われる事業の内、男女共同参画社会づくりの啓発・PR効果の高いもの、財団独自では実施困難なもので、事業効果の高いものについて、積極的に共催事業として実施した。

	月/日	テーマ	場所	共催相手方	参加者数(延)
1	6月21日～ 2月21日各(土)	連続講座「女性と地域活動」	セミナー室他	LEO-NET	121人
2	6月28日(土)	ネパールの大都市における母子健康とコミュニティのプロジェクトについて	視聴覚スタジオ	アフラ・ジャパン	17人
3	7月2日(水)	アメリカン・ソサエティ・フォーラム 「20世紀のアメリカ女性史」	大会議室	アメリカ総領事館 関西アメリカンセンター	48人
4	8月2日(土)	おはなしくじらの手記の朗読と体験者のお話 「私たちの太平洋戦争～15歳の手記～」	視聴覚スタジオ	おはなしくじら	42人
5	9月28日(日)	女性差別撤廃条約をパワーアップ～選択議定書と間接差別～	特別会議室	女性差別撤廃条約・ 選択議定書の批准 を促進する会	120人
6	10月4日(土)～ 12月16日(火)	アジア理解セミナー「女たちが拓く、アジアの未来」	視聴覚スタジオ他	(特活) アジアボラン ティアセンター(AVC)	246人
7	10月23日(木)～ 12月18日(木)	ワーキングウーマンのための “自分に自信を持つ”心理学 楽習会	大会議室	ウイメンズ・メンタル さぼーと大阪	78人
8	10月18日(土)	映画「歌追い人」の上映とミニ ライブ&トーク	ホール	シネ・ヌーヴォ	164人
9	11月1日(土)～ 11月2日(日)	映画「満山红柿」&「小川プロ 訪問記」ベルリン映画祭凱 旋上映	視聴覚スタジオ	ブラネット映画資 料図書館	61人
10	11月8日(土)・ 12月13日(土)	女性のための「協調的交渉術」 ワークショップ	中会議室他	協調的交渉術を進 める会	29人
11	11月15日(土)	フォーラム“輝けニューシル バー”	ホール	高齢社会をよくす る女性の会・大阪	350人
12	12月16日(火)	ジェンダーエンパワメント・ ワークショップ	ホール	Beフリー	61人
13	1月21日(水)～ 2月25日(水)	次世代のためのインセンティ ブセミナー	大会議室	フェミナクラブ生活意 識研究会	29人
14	2月15日(日)	疲れていませんか、援助者の あなた	パフォーマンス ス・スペース	(特活) 心のサポー ト・ステーション	230人
15	3月6日(土)	中東女性グループ招聘事業	特別会議室	独立行政法人国際交流 基金・大阪府・財団法 人大阪府国際交流財団	86人
16	3月9日(火)～ 3月17日(水)	金子みすゞを考えるーパネル 展・映画上映&トークー	ホール他	株式会社大阪映画 センター	1013人

10 広報事業

ドーンセンターの設置目的、施設概要、主催事業などの周知を図り、センターの利用と事業への参加を促進するため、「DAWN～おおさか発 女と男の情報誌～」の発行やホームページ (<http://www.dawncenter.or.jp/>) ほか、センター主催事業のチラシ等を作成し、各種媒体を用い広報活動を行った。

(1) 情報誌『DAWN』～おおさか発 女と男の情報誌～の作成

ドーンセンターと大阪府と共同編集でドーンセンター主催講座・イベントの案内グループの活動紹介、センター施設紹介、行政情報等を内容とする情報誌を作成し、都道府県をはじめ府内外の女性関連施設、市町村女性政策関連行政機関、図書館等に配付した。

- ・発行時期 6・9・12・3月
- ・部数 20,000部
- ・規格 A4版 12ページ

(2) 利用案内パンフレット等の作成

ドーンセンターの設置目的、施設概要、主催事業などの周知を図り、センターの利用と事業への参加を促進するため、施設利用パンフレット、センター主催事業のちらし等を作成した。

11 一時保育事業

子育て中の人々のドーンセンター利用を促進し、講座等事業への参加を支援するため一時保育事業を実施した。また、事業運営にあたっては、民間の保育運営手法を取り入れ、より一層の事業効果を高めるため公募プロポーザルを実施し、最優秀企画提案NPOとの協働により一時保育事業の活性化に努めた。

(1) 実施内容

① 主催事業の一時保育

センター主催事業参加者を対象として、一時保育を実施した。

② 定期保育

ライブラリー等のセンター利用者を対象として毎週木曜日（午前・午後）と第2・4火曜日（午前）に実施した。

- ・保育時間（9：30～12：30、13：30～16：30）

③ 「こどものへや」の貸し出し

センター施設を利用する団体・グループが保育を実施する場合に、「こどものへや」の貸し出しを行った。

④ 保育協力者 26名（平成16年3月31日現在）

保育協力者については、大阪府内の女性関係施設における保育ボランティア養成講座修了生、保育経験者、保育士・幼稚園教諭等の資格所有者及び資格取得見込み者（学生）を中心に募集した。

⑤ 保育協力者の定例会

「こどものへや」の自主的な運営を行うため、保育協力者の参加のもと、保育活動状況や、「こどものへや」の運営等についての定例会を月1回開催した。

(2) 「こどものへや」の利用状況

	主催事業			定期保育			貸出件数③	合 計 ①+②+③
	開催日数①	子ども数	保育協力者数	開催日数②	子ども数	保育協力者数		
4月	0	0	0	10	40	20	7	17
5月	3	13	8	12	40	27	9	24
6月	6	31	20	8	25	18	10	24
7月	9	64	29	7	20	14	7	23
8月	6	6	12	10	40	20	9	25
9月	0	0	0	9	37	21	12	21
10月	4	18	19	11	50	28	15	30
11月	0	0	0	9	52	26	19	28
12月	0	0	0	9	49	24	9	18
1月	0	0	0	9	40	21	6	15
2月	5	10	10	10	55	28	7	22
3月	1	0	0	9	51	24	9	19
15年度計	34	144	100	113	499	271	119	266
9年度計	121	431	319	92	1,397	584	151	364
10年度計	83	366	183	112	1,275	503	95	290
11年度計	51	228	127	114	1,463	562	106	271
12年度計	66	251	172	114	1,118	501	107	287
13年度計	74	336	190	120	869	405	88	282
14年度計	33	49	71	105	689	314	83	221

第2 施設の管理

大阪府から委託を受け、ドーンセンターの管理運営を行うとともに府民にホールや会議室の貸し出しを行った。

1 来館者数

(単位：人)

	会議室等	ホール等	ライブラリー	視 察	その他	合 計	1日平均
							(25日)
4月	15,773	8,020	5,308	0	1,275	30,376	1,215
5月	15,410	7,410	6,081	87	1,421	30,409	1,216
6月	17,907	10,850	6,459	24	1,483	36,723	1,469
7月	17,599	9,230	7,019	30	1,565	35,443	1,363
8月	14,653	11,065	7,248	29	1,388	34,383	1,273
9月	15,942	9,810	5,669	24	1,219	32,664	1,420
10月	17,654	12,340	7,033	21	2,217	39,265	1,510
11月	18,132	11,248	6,121	107	1,851	37,459	1,561
12月	12,299	9,385	3,795	72	1,698	27,249	1,185
1月	11,918	8,980	5,447	102	1,246	27,693	1,204
2月	25,437	9,380	5,486	11	2,716	43,030	1,793
3月	16,156	9,800	5,429	41	1,697	33,123	1,325
15年度計	198,880	117,518	71,095	548	19,776	407,817	1,378
14年度計	175,637	116,580	78,706	440	23,883	395,246	1,349

2 会議室・ホール等の利用

各種グループが女性の自立並びにあらゆる分野への参加及び参画を促進する目的をもって行う学習活動等の催物の開催場所として、ドーンセンターの会議室やホールなどを貸し出した。

なお、センターの設置目的に支障のない範囲において、府民の健全で文化的な集会及び催物等の実施対しても会議室等を貸し出した。

また、平成14年10月より大会議室及び中会議室、各1室増設を行った。

(1) 利用状況

① 会議室等の利用率

	会議室等 (%)				ホール (%)	パフォーマンス・スペース (%)	合計 (%)
	会議室	和室	調理室等	小計			
4月	66.3	50.0	42.9	58.8	52.0	13.3	56.4
5月	67.5	35.3	40.5	57.5	40.0	25.3	55.3
6月	71.7	41.3	46.4	62.3	58.7	25.3	60.5
7月	64.9	48.7	43.1	57.8	55.1	29.5	56.4
8月	56.3	46.9	30.6	49.0	65.4	22.2	48.5
9月	68.8	45.7	39.1	59.1	69.6	31.9	58.3
10月	65.8	43.6	39.7	57.1	60.3	57.7	57.2
11月	73.1	55.6	52.8	66.3	62.5	69.4	66.2
12月	56.5	44.2	32.5	49.3	62.3	53.6	50.1
1月	57.0	42.0	33.0	49.5	50.7	29.0	48.6
2月	68.5	45.8	45.3	60.4	61.1	44.4	59.7
3月	66.9	40.7	44.5	58.7	56.0	36.0	57.5
15年度計	62.6	45.0	40.9	55.3	57.8	36.3	56.2
14年度計	65.7	51.4	41.3	57.7	59.3	32.7	56.6

② 利用目的別比率

種別	目的内利用 (%)				一般利用 (%)
	財団主催講座等	登録団体	その他	合計	
会議室等	1.3	29.1	16.7	48.4	51.6
ホール	4.3	5.7	18.0	19.7	80.3
パフォーマンス・スペース	2.8	9.0	23.3	35.1	64.9
計	1.5	27.4	17.8	46.7	53.3

③ 曜日別、時間帯別利用率

種 別		午 前 (%) (9:30~12:00)	午 後 (%) (13:00~17:00)	夜 間 (%) (18:00~21:30)	計 (%)
会議室等	平日	47.1	67.2	48.6	54.3
	土曜	69.2	93.0	48.8	70.3
	日曜	57.5	91.6	18.7	55.9
	小計	52.6	75.8	43.4	55.3
ホール	平日	57.9	65.6	35.4	53.0
	土曜	74.0	92.0	56.0	74.0
	日曜	76.5	84.3	23.5	61.4
	小計	63.9	73.3	36.8	57.8
パフォーマンス・スペース	平日	19.0	25.1	29.2	24.4
	土曜	54.0	82.0	38.0	58.0
	日曜	68.6	80.4	31.4	60.1
	小計	33.4	44.3	31.1	36.3
合 計	平日	46.3	65.2	47.1	52.9
	土曜	68.7	92.5	48.6	69.9
	日曜	58.8	90.7	19.5	56.4
	小計	52.2	74.2	42.6	56.2

3 視察対応

全国の行政関係、女性団体・グループ及び海外からの視察を受け、センター設立の趣旨・目的並びに事業概要の説明を行った。

	行政関係		各種団体		その他		合 計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
15年度計	14	273	6	216	6	59	26	548
14年度計	29	203	6	139	8	98	43	440

4 グループ活動の支援等

ドーンセンターを定期的に利用するグループの活動支援と利用の促進及び交流を図るため、次のとおり施設の提供等を行った。

(1) グループロッカーの設置

グループが学習等の活動を行うために必要な物品を保管するとともに、グループ相互の情報交換場所として、センター内にグループロッカールームを設けた。

・利用団体数 123団体・グループ（平成16年3月31日現在）

(2) メールボックスの設置

各団体の活動に関する情報交換のための資料等郵便物の配達を受けるため、平成14年11月より、センター内にメールボックスを設けた。

・利用団体数 18団体・グループ（平成16年3月31日現在）

(3) 登録団体制度の実施

男女の自立とあらゆる分野への参加・参画を促進することを目的として、ドーンセンターを定期的に利用するグループを利用者団体として登録し、優先的にセンターを利用できるよう、一般の利用申込受付に先立って、利用申込を受け付ける制度を実施した。

・登録団体数 188団体・グループ（平成16年3月31日現在）

(4) ワークステーションの運営

ワークステーションに印刷機等の機器類を設置し、団体・グループ等の自主的な活動のために必要なちらし・資料等の印刷やコピー、木工作業等の軽作業を行うことができる無料のスペースを提供した。

・設置機器 印刷機、コピー機、紙折機、裁断機、製本機、木工電動工具

<利用状況>

	利用者数（人）	印刷機利用団体数	ワープロ利用団体数
4月	262	78	1
5月	213	84	1
6月	289	122	5
7月	203	113	2
8月	228	103	8
9月	148	78	1
10月	162	103	2
11月	155	100	0
12月	120	95	0
1月	117	74	1
2月	180	62	2
3月	214	114	0
合計	2,291	1,126	23

(5) 情報交換プラザの運営

センター内外で行われる各種行事の情報提供及びグループ活動の交流や情報の交換が行えるよう、1階の情報交換プラザにおいてグループ・団体、行政機関等のちらしやパンフレット等を配布した。

	府庁関係	国・他府県	市町村	他の女性センター	自主グループ	合 計
15年度	329	108	724	215	885	2,261
14年度	344	73	495	205	944	2,061

第3 財団の運営

1 理事会の開催

- 第32回 平成15年4月23日(水)
内 容：理事の選任(変更)について
監事の選任(変更)について
- 第33回 平成15年6月26日(木)
内 容：平成14年度事業報告及び収支決算について
平成15年度収支補正予算について
- 第34回 平成16年3月26日(金)
内 容：平成15年度収支補正予算について
平成16年度事業計画及び平成16年度収支予算について
NPOとの協働専門委員会の設置について
財団規定の一部改正について
次期理事長の互選について
財団「新・10年プラン」策定

2 ドーンセンター運営推進委員会の開催

ドーンセンターの機能を十分に活用し、有効かつ円滑な事業運営を図るため、ドーンセンター運営推進委員会を開催し、種々の意見、提言をいただいた。

- 第26回 平成15年7月25日(金)
内 容：平成15年度事業計画について
NPOとの協働に関する調査状況について
登録団体制度の見直しについて
- 第27回 平成15年12月19日(金)
内 容：平成15年度事業経過について
平成16年度ドーンセンター事業方針について
登録団体制度検討委員会発足について
- 第28回 平成16年3月5日(金)
内 容：平成15年度事業経過及び今後の事業運営について
NPOとの協働の調査検討について
登録団体制度の検討について

平成15年度 財団主催事業・イベント実施一覧

2004.3.31現在

<定例業務を除く>

事業体系	講座名	区分	①NPOへの全面委託・②事業実施委託・③事業一部委託・④自主事業への支援				会場	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			協働区分	定員	回数														
情報ライブラリー事業	情報活用講座	補助	②	50人	5回	大会議室										24.31日	7.14・21日		
	情報担当者ネットワーク会議	受託		20人	4回	中会議室				9日	6日	10日	8日						
	ホンのおしゃべり	自主		15人	2回	情報ライブラリー			14日									16日	
	ビデオ上映会	自主		15人	12回	情報ライブラリー	25日	30日	27日	25日	29日	19日	31日	28日	19日	30日	27日	26日	
	企画展示	受託	①	—	2回	情報ライブラリー									27日～	～25日			
相談事業	サポートグループ・CRファシリテーター育成講座	補助	③	32人	10回	大会議室他						27日	2.9・16・30日	6.13・15日					
	フェミニスト・カウンセリング専門講座	補助	①	運賃60人 研修60人	16回	大会議室		委託契約						8.22日	6.20日	10.17・31日	7.14・28日		
	女性のためのカウンセリング講座	受託		60人	11回	特別会議室		21.28日	4.11.18.25日	2.9.16.23.30日									
	サポート・グループ	受託		15人	8G70回程度	サポートルーム		第1期 5月22日～	7月24日				第2期9月3日～	11月19日				第4期1月27日～3月16日	
	女性関係相談事業担当者研修講座	受託		60人	4回	特別会議室			4.11.18.25日				第3期 9.23日	13.27日	11.25日		8.23日	12.26日	
再生枠	女性への暴力対策・民間等人材養成研修事業	受託		60人	入2回・専1回	大会議室			26日	3.10日				5.12.19日			18.25日	10.17日	
啓発学習事業	ライブセミナー 26回 料理研究家の仕事	受託		50人	1回	大会議室		31日											
	ライブセミナー 27回 伝統工芸士の仕事	受託		50人	1回	大会議室				12日									
	ライブセミナー 28回 NPO/NGOで働く	受託		50人	1回	大会議室							26日						
	ライブセミナー 29回 編集の仕事	受託		50人	1回	大会議室							26日						
	ライブセミナー 30回 領事館の仕事	受託		50人	1回	大会議室												13日	
	男女共同参画施策に関わる職員のための研修プログラム	受託		30人	5回	大会議室		15.22.29日	5.12日										
	NPOとの協働事業担当職員向け研修	受託		30人	6回	大会議室											20.27日	3.12.17.24日	
	スクールセクハラ防止研修講座	受託		50人	3回	特別会議室				30.31日									
	女性問題啓発講座(テーマ「高齢社会と女性」)	受託		50人	2回	大会議室													20.27日
	企業向け研修セミナー	受託		60人	3回	特別会議室							18日	28日	20日				
ウイメンズフォーラム	受託		500人	1回	ホール										5日				
能力開発ネットワーク事業	女性グループ・ネットワークのための組織開発講座	補助	③	50人	18回	大会議室							26日			29日	5.12.19.26日	4.11.18.25日	
	女性と仕事創発事業	補助	①	570人	1回	大・特別会議室							25.26日						
	講座と相談に関する企画 ・展示に関する企画	補助	①	1500人	1回	1フロビー・パフォーマンス							25.26日						
調査研究	NPOとの協働推進システムに関する検討会	補助	③		7回	中会議室他		29日	13日		27日	24日		7日		14.28日			
	共催事業選考委員会の開催	補助	③		2回	財団会議室					5日			21日					
文化表現事業	女性映像フェスティバル	補助	②	500人	1回	ホール									5.6日				
	第9回女性芸術劇場	補助	①	500人	2回	ホール											28.29日		
	海外女性監督ビデオ作品の収集・加工 ビデオ講座(メディアリテラシーのためのビデオ制作)	受託 補助	① ②	 30人	 10コマ	 スタジオ・大				29日	5.8.19.22日								
国際交流事業	英文情報誌「DAWN」の発行	補助	②		1回										2003年号発行				
	海外ネットワーク事業(共催事業として実施)	補助	④		2回							28日			16日				
広報事業	情報誌「DAWN」の発行(各回2万部)	受託			4回				26日			25日		17日				31日	
共催事業	1連続講座「女性と地域活動」(LEO-NET)	補助	④	50人	6回	中・セミナー室			21日	12日		20日		15日		17日	21日		
	2ネパールの大都市における母子健康・・・(アフラジャパン)	補助	④	80人	1回	視聴覚スタジオ			28日										
	37メソッドフォーラム「20世紀のアメリカ女性史」(アメリカ総領事館)	補助	④	72人	1回	大会議室				2日									
	4手記の朗読「私たちの太平洋戦争」(おはなしくじら)	補助	④	80人	1回	視聴覚スタジオ					2日								
	5女性差別撤廃条約選択議定書と間接差別(同批准を促進する会)	補助	④	90人	1回	特別会議室						28日							
	6アジア理解セミナー「女たちが拓く、アジアの未来」(アジアボランティアセンター)	補助	④	30人	7回	視聴覚スタジオ他							4.21.28日	11.18日	2.9.16日				
	7「自分に自信を持つ」心理学実習会(ウイメンズ・メンタルさぼーと大阪)	補助	④	30人	7回	大会議室							23.30日	13.20日	4.18日				
	8映画「歌追人」上映とミニライブ&トーク(シネ・ヌーヴォ)	補助	④	500人	1回	ホール							18日						
	9「満山紅柿」&「小川プロ訪問記」上映(プラネット映画資料図書館)	補助	④	80人	2回	視聴覚スタジオ									1.2日				
	10女性のための「協調的交渉術」ワークショップ(協調的交渉術を進める会)	補助	④	30人	2回	小・中会議室									8日	13日			
	11フォーラム「輝けニューシルバー」(高齢社会をよくする女性の会)	補助	④	500人	1回	ホール									15日				
	12ジェンダーエンパワメントワークショップ(Beフリー)	補助	④	150人	1回	ホール										16日			
	13次世代のためのインセンティブセミナー(フェミナクラブ生活意識研究会)	補助	④	40人	4回	大会議室											21.28日	18.25日	
	14疲れていませんか、援助者のあなた(心のサポート・ステーション)	補助	④	150人	1回	パフォーマンス												15日	
	15中東女性グループ招聘事業(国際交流基金)	補助	④	50人	1回	特別会議室													6日
	16金子みすゞを考える(大阪映画センター)	補助	④	500人	5回	ホール他													9~11.17日

参 考 资 料

財団法人大阪府男女共同参画推進財団 設 立 趣 意 書

1975年の「国際婦人年」及びこれに続く「国連婦人の10年」を契機として、世界各国では、女性の地位向上や女性に対するあらゆる差別の撤廃に向けての取り組みが積極的に進められてきました。

我が国においても、男女雇用機会均等法の制定をはじめ国内関係法の整備を行い、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准するとともに、新国内行動計画を策定し、女性関係施策を推進しております。

大阪府においても第1期、第2期行動計画に続き、平成3年9月には第3期行動計画「女と男のジャンプ・プラン」を策定し、知事を本部長とする大阪府女性政策企画推進本部のもとに女性問題の解決を図るための施策を積極的に推進しております。

大阪が地球時代にふさわしく、人間と自然の調和を保ち、かつ文化の薫り高い国際都市へ発展していくためには、男女が共に人間として尊重され、性差にとらわれることなく、豊かな人間関係のなかで、人生のあらゆる段階で支えあうことのできる社会、即ち、男女の自立並びにあらゆる分野への対等な参加・参画に基づく男女協働社会を実現することが不可欠であります。

しかしながら、男女の固定的な役割分担意識はまだ根強く、男女の自立及びあらゆる分野への対等な参加・参画を不十分なものとしています。また、近年における高齢化、情報化、国際化等の急激な進展により、女性問題に係わる新たな課題が生じてきております。

男女協働による真に豊かな社会を実現するためには、行政の力だけで達成できるものではなく、民間においても女性問題の解決に向けて社会的な気運の醸成を図るとともに、企業、民間団体さらには府民一人ひとりが知恵と創意を発揮して積極的な活動を展開することが重要です。

財団法人大阪府男女共同参画推進財団は、そうした行政並びに府民、民間団体等が連携した多様な活動を効果的に推進するために中心的な役割を果たすとともに、男女の自立とあらゆる分野への対等な参加及び参画を促進するため、情報の収集及び提供に関する事業、能力開発に関する事業、女性の抱える問題に関する相談事業、女性の交流の促進並びに文化及び表現活動の支援に関する事業、調査研究及び啓発学習に関する事業、女性の健康に関する事業及びドーンセンター（大阪府立女性総合センター）の管理運営を行うこと等により、男女協働社会の実現に寄与することを目的として設立するものであります。

財団法人大阪府男女共同参画推進財団

寄 附 行 為

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人大阪府男女共同参画推進財団と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を大阪府中央区大手前 1 丁目 3 番 4 9 号に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、大阪府の区域内において、男女の自立並びにあらゆる分野への対等な参加及び参画を促進する事業を行い、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 女性に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (2) 女性の能力開発に関する事業
- (3) 女性の抱える問題に関する相談事業
- (4) 女性の交流の促進並びに文化及び表現活動の支援に関する事業
- (5) 男女の自立並びにあらゆる分野への対等な参加及び参画を促進するための調査研究及び啓発学習に関する事業
- (6) 女性の健康に関する事業
- (7) 前各号に掲げる事業及び施設の管理運営の受託に関する事業
- (8) 前 7 号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資 産、会 計 及 び 事 業 計 画

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事数の4分の3以上の同意を得、かつ、大阪府知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない場合により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 理事長は、毎会計年度終了後3カ月以内に、事業状況報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事

の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、会計年度の収支をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事数の3分の2以上の同意を得、かつ、大阪府知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種別)

第15条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 専務理事 1人
- (3) 理事（理事長及び専務理事を含む。）
10人以上20人以内
- (4) 監事 2人

(選任)

第16条 理事及び監事は、理事会において選任し、大阪府知事の承認を得るものとする。

- 2 理事長は、理事の互選により定める。
- 3 専務理事は、理事会の同意を得て理事長が指名する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 理事のいずれかを1名とその親族その他の特別の関係にある者の合計数は、理事数の3分の1を超えてはならない。
- 6 監事は、相互に親族その他の特別の関係にある者であってはならない。

(職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐し、日常の業務を処理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務を議決し、執行する。
- 4 理事は、次の職務を行う。
 - (1) 法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、

これを理事会及び大阪府知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。

(任期)

第18条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により、選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。ただし、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(報酬等)

第20条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第4章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第23条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって

開催の請求があったとき。

(3) 監事が第17条第4項第4号の規定により、召集したとき。

(召集)

第24条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(定足数)

第26条 理事会は理事数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事数
- (3) 出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨を記載すること。）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長と共に署名押印しなければならない。

第5章 委員等

(設置)

第30条 本財団に、第4条に定める事業の円滑な促進を図るため、必要に応じ、委員を置き、又は委員会を設置することができる。

- 2 委員の選任、委員会の設置、運営その他必要な事項は、理事会の同意を得て、理事長が別に定める。

第6章 事務局

(設置)

第31条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第32条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為は、理事会において理事数の4分の3以上の同意を得、かつ、大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第34条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事数の4分の3以上の同意を得、大阪府知事

の承認のあったとき解散する。

(残余財産の処分)

第 35 条 解散後の残余財産は、理事会の議決を経て、大阪府知事の許可を得、この法人と類似の目的を有する公益法人又は大阪府に寄附するものとする。

第 8 章 雑則

(委任)

第 36 条 この寄附行為の施行について必要な事項は、寄附行為に定めるほか、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 16 条第 1 項から第 3 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 8 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 10 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の会計年度は、第 14 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 7 年 3 月 31 日までとする。

附則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、平成 6 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この寄附行為は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

財団法人 大阪府男女共同参画推進財団役員名簿

平成16年3月31日現在

	役員名	役職名
理事長	山登 敏男	大阪府生活文化部長
専務理事	時岡 禎一郎	大阪府立女性総合センター副館長
理事	井村 雅代	大阪府教育委員会委員
理事	加藤 治子	阪南中央病院産婦人科科长
理事	河村 由子	大阪労働局雇用均等室長
理事	北山 久恵	公認会計士
理事	竹中 恵美子	大阪市立大学名誉教授 大阪府立女性総合センター館長
理事	段林 和江	弁護士
理事	夏原 晃子	環境造形作家
理事	西村 博子	小劇場「タイニイ・アリス」代表取締役 文学博士
理事	萩尾 千里	関西経済同友会常任幹事・事務局長
理事	早瀬 昇	(社福) 大阪ボランティア協会事務局長
理事	堀内 登久子	関西ニュービジネス協議会常任幹事
理事	丸山 高司	大阪女子大学学長
理事	室住 眞麻子	帝塚山学院大学教授
監事	濱口 公子	大阪府副出納長兼出納室長
監事	林 紀美代	公認会計士 (あずさ監査法人)

ドーンセンター運営推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 大阪府立女性総合センター（ドーンセンター（以下「センター」という。））の機能を十分に活用し、有効かつ円滑な事業運営を図るため、センター館長（以下「館長」という。）の下にドーンセンター運営推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、センターの円滑な事業運営に関して意見及び提言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、館長が学識経験者、団体・グループ、利用者等の中から委嘱した委員をもって組織する。

- 2 委員会に、座長及び副座長をおく。
- 3 座長は、委員の互選により選任し、副座長は、座長の指名による。
- 4 座長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(召集)

第5条 委員会は座長が召集し、座長がその議長になる。

(報酬)

第6条 委員は無報酬とする。ただし、委員には別に定めるところにより費用を弁償することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財団法人大阪府男女共同参画推進財団事務局において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、館長が定める。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

ドーンセンター運営推進委員

平成16年3月31日現在

氏名	役職名	備考
丸本 郁子	大阪女学院短期大学名誉教授	座長
竹川 幸子	弁護士	副座長
上田 理恵子	(株)マザーネット	
大谷 恵子	よこの会	
大沼 恭子	とも	
亀井 明子	暴力防止情報スペース	
岸本 千枝子	(株)アクションクルー	
伍賀 偕子	関西女の労働問題研究会 代表	
小山 琴子	おんなの目で大阪の街を創る会	
高田 妙子	あすにin大阪	
高田 昌代	神戸市看護大学 教授(看護学部)	
中西 豊子	地球女倶楽部 インナンナ	
弘本 由香里	大阪ガス(株)エネルギー・文化研究所客員研究員	
松下 喜代子	フレッシュケアアソシエーション	
三宅 貴江	朝日新聞記者	
宮本 由起代	大阪心のサポートセンター	
村本 邦子	女性ライフサイクル研究所所長	
森 実	大阪教育大学教育学部助教授	
矢田 稚子	キャリアアップフォーラム	
山根 享子	ウィメンズセンター大阪	

大阪府立女性総合センター条例

(設置)

第1条 女性の自立並びにあらゆる分野への参加及び参画を促進し、もって男女共同参画社会の実現に資するため、大阪府立女性総合センター（以下「センター」という。）を大阪府中央区大手前1丁目に設置する。

(事業)

第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 女性の抱える問題に関する相談を行うこと。
 - (2) 女性に関する情報の収集及び提供を行うこと。
 - (3) 女性の自立並びにあらゆる分野への参加及び参画を促進するための講習会、講演会、催物等を開催すること。
 - (4) センターの施設を前号に規定する講習会、講演会、催物等の開催の用に供すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。
- 2 センターは、前項各号に掲げる事業を行うほか、前条の目的の達成に支障のない限り、その施設を府民の健全で文化的な集会、催物等の利用に供することができる。

(管理の委託)

第3条 知事は、センターの管理に関する事務のうち、センターの利用、事業の運営及び施設の維持に関する事務を財団法人大阪府男女共同参画推進財団に委託することができる。

(利用料金)

第4条 知事は、前条の規定によりセンターの管理の委託を受けた者（以下「管理受託者」という。）にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該管理受託者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を管理受託者に収受させる場合においては、センターを利用しようとするものは、当該管理受託者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 前項の利用料金の額は、管理受託者が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で定めるものとする。ただし、駐車場の利用料金の額は、別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。
 - (1) 利用者が第1条の目的のために利用する場合、別表に掲げる金額
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合、別表に掲げる料金に2を乗じて得た額
- 4 前項の場合において、管理受託者は、あらかじめ利用料金の額について知事の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。
- 5 知事は、前項の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 6 管理受託者が既に収受した利用料金は、還付することができない。ただし、管理受託者は、知事が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- 7 管理受託者は、知事が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

大阪府立女性総合センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府立女性総合センター条例（平成6年大阪府条例第1号。以下「条例」という。）第4条第6項ただし書及び第7条並びに第5条の規定に基づき、大阪府立女性総合センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 センターの開館時間は、午前9時30分から午後9時30分までとする。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することがある。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、休館日を変更し、又はこれらの休館日以外の休館日を臨時に設けることがある。

- 1 月曜日
- 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日を除く。以下「休日」という。）（その日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、その日後最初に到来する平日（土曜日、日曜日、月曜日及び休日以外の日）をいう。）
- 3 12月29日から1月3日までの日

(利用の制限)

第4条 センターを引き続き7日を超えて利用し、又は同じ月のうち7日を越えて利用することはできない。ただし、駐車場を利用しようとするとき、又は知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の申込み)

第5条 センターを利用しようとするものは、利用申込書（別記様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、センターの駐車場を利用しようとする者は、知事が別に定める利用券の交付による承認を受けなければならない。

(利用料金の還付の基準)

第6条 条例第4条第6項ただし書の知事が別に定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を還付することができることとする。

- 1 天災その他前条の規定により利用の承認を受けたもの（以下「利用者」という。）の責めに帰することのできない理由によりセンターを利用できない場合で条例第4条第1項に規定する管理受託者（以下「管理受託者」という。）が適当と認めるとき条例第4条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）に相当する額
- 2 利用者が利用の申込みを取り消した場合において、センターの施設の利用状況及び利用形態に応じて施設の有効な活用に支障がなく、管理受託者が適当と認めるとき利用の申込みの取り消しの時期に応じて管理受託者が適当と認める額

(利用料金の減免の基準)

第7条 条例第4条第7項の知事が別に定める基準は、次の各号のいずれかに該当する場合に、利用料金を減額し、又は免除することができることとする。

- 1 天災その他緊急事態の発生により、避難し、又は待機する場所として、国又は地方公共団体がセンターを利用する場合で管理受託者が適当と認めるとき。
- 2 次に掲げる者が運転し、又は同乗する自動車についてセンターの駐車場を利用させる場合で管理受託者が適当と認めるとき。
 - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
 - ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - ハ 知的障害のある者と判定されて、療育手帳の交付を受けている者
- 3 前2号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において管理受託者が適当と認めるとき。

(転貸等の禁止)

第8条 利用者は、利用の承認に基づく権利を譲渡し、又は他人に利用させてはならない。

(利用の承認の取り消し等)

第9条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることがある。

- 1 センターの利用の申込みに偽りがあったとき。
- 2 他の入館者に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。
- 3 センターの建物若しくは設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。
- 4 条例又はこの規則の各条項に違反したとき。
- 5 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(入館の制限等)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁止し、又は退館を命ずることがある。

- 1 前条第2号又は第3号に該当する者
- 2 知事の許可を受けないで、寄附金の募集、物品の販売、商品、行事等の宣伝その他これらに類する行為をした者
- 3 前2号に掲げる者のほか、センターの管理上支障があると認められる者

(損傷等の届出)

第11条 入館者は、センターの建物又は設備を損傷し、又は汚損したときは、直ちにその旨を係員に届け出て、その指示を受けなければならない。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。